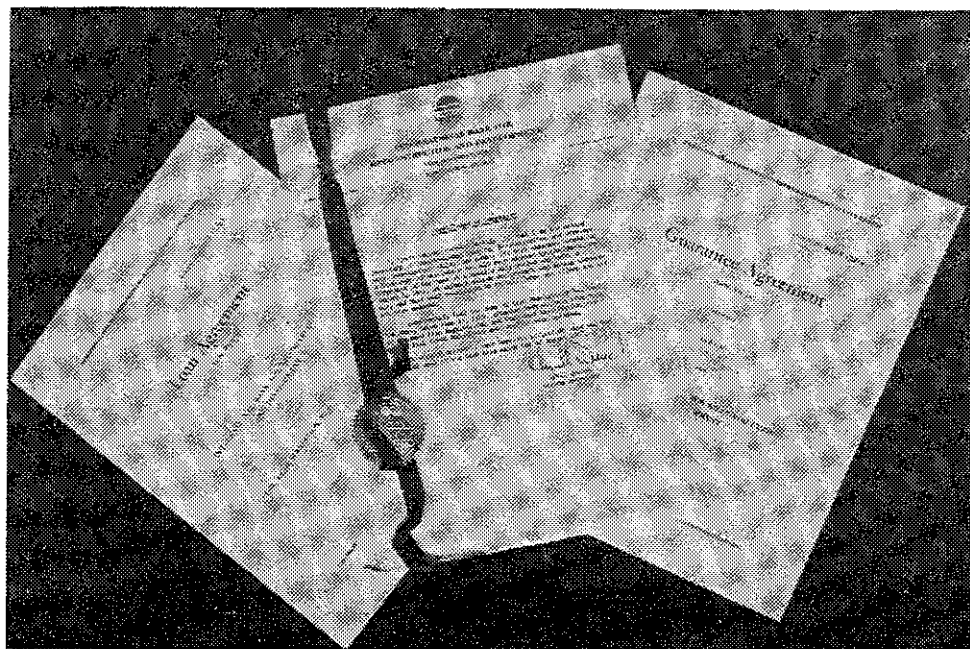


第 5 章

愛知用水公団の発足と世銀協定

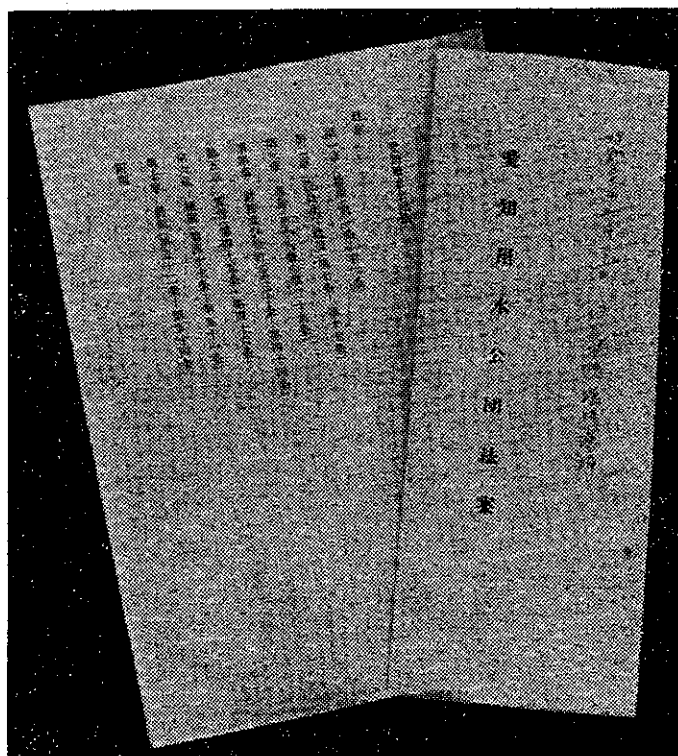


世銀契約書と日本政府の保証書

第1節 公団法の成立

法案の概要

農林省は、昭和28年末から世銀借款の事業主体として、愛知用水事業公社を設立することを検討してきた。しかし、農業開発事業の能率的開発を図るため、推進機関としていちおう全国的な組織をもつ農業開発公社法案を作成して、29年10月21日、農林次官東畑四郎は農地局経済課長富谷彰介を同行して、余剰農産物受入計画の対米交渉の際、世銀へ申し入れを行なった。これに対し、世銀側は地区別に公社を設立することを要望して、全国的な組織をもつ公社案を認めなかった。その後、農林省は当初の方針に戻って、地区別の公社案の制定を急ぎ、前に述べたとおり技術課長清野保を派遣し予備交渉を続けてきた。そして、すでに述べたデフリース (Egbert DeVries) と農地局の了解事項ならびにドール (Russel H. Dorr) が農林大臣河野一郎に送った合意の書簡 (30年5月24日付) に基づいて、公社法案の一部修正を行ない、法制局の意見にしたがって愛知用水公団法と改称のうえ、30



愛知用水公団法案

年6月16日、次官会議、同月17日、閣議決定を経て、同法案は同月21日、第22回臨時国会へ上程された。法律案の提案理由はつぎのとおりである。

「木曾川水系の水資源の利用の高度化を図り、食糧その他農産物の生産に資するため、政府および国際復興開発銀行から資金の融資をうけて、大規模なかんがい排水施設の新設および管

愛知用水公団の発足と世銀協定

理、開田、開畑などの事業を行なう機関として、愛知用水公団を設立し、その組織、業務、財務、会計などに関し、必要な規定を設ける必要がある。」

これが法律案を提出した理由である。その法案の大要はつぎのとおりである。

1 愛知用水公団は、木曾川水系の水資源を総合的に開発して、その利用の高度化を図り、食糧その他農産物生産の増進と農業経営の合理化に資するため、急速に大規模なかんがい排水事業および開墾事業その他の事業を行なう目的で設立される法人とする。

2 公団に役員として総裁1人、副総裁1人、理事5人以内および監事2人以内を置く。総裁・監事は農林大臣が任命、副総裁・理事は総裁が農林大臣の認可を受けて任命するものとし、任期は5年とする。

3 公団は、かんがい排水施設、農地の保全利用上必要な施設の新設・廃止または変更などの事業のほか、委託を受けて農地の改良・造成工事を行なうこと、発電事業、水道事業を行なう者に施設を貸すことおよびその者が専用施設を新設するために必要な資金を供給することができる。

4 公団が事業を行なおうとするときは、関係県知事と協議のうえ、事業実施計画および施設管理規程を定め農林大臣に提出する。

5 農林大臣は事業基本計画を定め、これを公団に指示するとともに、その概要を公表しなければならない。農林大臣は事業基本計画を定めるときは、大蔵・厚生・通産・建設大臣および自治庁長官、経済企画庁長官の同意を得なければならない。

6 公団は政令の定めるところにより、その事業によって利益を受けるものから、その者の受ける利益を限度とし、その事業に要する費用の全部または一部を賦課徴収することができる。

7 公団は国際復興開発銀行から長期借入金を、政府または国際復興開発銀行以外の金融機関から農林大臣の認可を受けて、長期借入金または短期借入金をすることができる。

8 公団には登録税、印紙税、所得税、法人税、固定資産税、住民税、事業税および不動産取得税を課さない。

法案の国 愛知用水公団法の国会審議は、昭和30年7月15日、衆議院予
会 審 議 算委員会において、余剰農産物受入に関連して、平野三郎、
志村茂治が大蔵大臣一万田尚人 および農林大臣（河野）へ質問したことは
じまった。

衆議院農林水産委員会（委員長綱島正興）においては同月22日、参議院同委員会（委員長江田三郎）においては同月23日、それぞれ委員長以下の代表が相次いで訪名、平野部およびダム予定地点で、関係者から事情を聴取するなどの詳細な現地調査を行なった。

法案は衆議院にあっては、同委員会において同月26・27両日に審議され、28日同委員会は全会一致で原案どおり可決、ただちに本会議に上程のうえ可決された。参議院にあっては、同月26・29両日に審議され、30日同委員会は全会一致で原案どおり可決、31日、本会議に上程のうえ可決され、ここに愛知用水公団法は成立したのである。なお衆・参両院の同委員会において、それぞれ愛知用水公団法案に対する付帯決議が行なわれたが、両院を通じて審議の経過の大要はつぎのとおりであった。

審議の論点として、主として取り上げられたものは、牧尾橋ダム水没地帯の補償対象、愛知用水事業費予算と食糧増産対策費の関係、都市用水対農業用水の水価値論争、下流既得水利権への影響などであった。

1 衆議院における審議 同月26日、農林大臣（河野）は同委員会に対し同法案通過の協力を求めた後、委員長は先般の現地視察の結果を報告し、とくにつぎの4点について問題があることを指摘した。

- (1) 牧尾橋ダムの流域からの土砂流入について問題があること。
- (2) 愛知用水は木曾川下流の木津、宮田および羽島の各用水の水利権を侵害するおそれがあるので、その補償措置を明らかにすること。
- (3) 牧尾橋ダムの水没補償を十分行なうこと。地元では、農林省が一方的に計画を決めて通告したといっている。
- (4) 森林鉄道の水没は10kmに及び、付替工事は10億円にのぼるので速やかに対策をたてること。

ついで一般質問に入り、木村文男は主として水没補償の問題をとりあげて質疑を行なったが、これに対し農林大臣は「近接地には佐久間ダムなどすでに実施されたところがありますので、実情を十分調査のうえ、納得の

いくような補償をして参らねばならないと考える。」と補償の方向を明らかにするとともに「地元の間接の影響に対する要望に対しましては、慎重に取扱わなければならないと考えますが、先例なども十分に考慮致しまして、適切妥当に決定して参ることに致すつもりである。」と答えた。

同月27日、同委員会において、足鹿覚から森林鉄道（以下林鉄と略称）の替え、補償の具体的説明、水没農家の移住地とその営農対策、残村農村への補償などについて質問があり、久保田豊からは、年間放流量からみて電気のアロケーションは過少ではないか、また農業のトン当たり単価は過大であるので、アロケーションの計算を修正する必要があるなどの発言があった。松平忠久からは、木曽川流域は耕地面積が少ないので、山林に生活の基礎を求めており、従前どおりの生活を維持するためには、国有林の払下げが必要ではないかとの質問があった。また久保田豊は、つぎのような見解を述べた。

「木曽川の河床は上流に電力会社のダムができたために低下し、河心が変わってきている。このために4用水では許可量の取水ができない。また、木曽川之最末端には1,500haの地盤沈下地帯の排水利用の地帯があるが、これも将来、水をやらなければならない。なお、将来、名古屋市周辺を中心とする工業の発展をも考えますと、基本的には愛知用水の計画を変更せよというのではないが、さらに総合的に検討する必要がある。」と。なお川俣清音は、愛知用水事業の国庫資金の支払い方法は、継続事業的支出をすべきではないかとの質問を行なった。

これに対し大蔵大臣（一万田）、経済企画庁長官高崎達之助および農林大臣（河野）から答弁が行なわれた。そのうち農林大臣のものをあげると久保田豊の質問に対し、つぎのように答えている。「愛知用水計画は、木曽川の流域の開発に対する一部のものでございまして、ご指摘のように将来にわたって、全木曽川の水域の利用開発のために、考究しなければなりませんことは、ご意見のとおりと私は考えます。」と。この発言において、木曽川水系に関する総合開発の必要性を認めたことは、注目に価するといえよう。

2 参議院における審議 7月15日、溝口三都、池田宇左エ門および亀田

得治から、ダムの水没補償を中心とし、同月26日、森崎隆、棚橋小虎、亀田得治および江田三郎から再び補償問題に関する質問があり、前者については農林省参事官戸嶋芳雄から、後者に関しては農林大臣から答弁があった。なお同月29日、森八三一の質問に対しては農地局長（渡部）から答弁が行なわれた。

3 両院の農林水産委員会の付帯決議 法律案は衆議院同委員会にあっては7月28日、参議院にあっては同月30日、それぞれ全会一致をもって原案どおり可決されたことは前に述べたとおりであるが、両院ともほぼ同様の趣旨の付帯決議（資料編参照）が行なわれ、愛知用水事業の実施に当たり、留意すべき事項を政府に勧告している。

愛知用水公団法 国会を通過した愛知用水公団法はつぎのとおりである。

愛知用水公団法

第1章 総 則

（目的）

第1条 愛知用水公団は、木曾川水系の水資源を総合的に開発してその利用の高度化を図り、食糧その他農産物の生産の増進と農業経営の合理化に資するため、政府および国際復興開発銀行から資金の融通を受け、大規模なかんが排水施設の新設および管理、開田、開畑等の事業を行なうことを目的とする。

（法人格）

第2条 愛知用水公団（以下「公団」という。）は、法人とする。

（事務所）

第3条 公団は、主たる事務所を名古屋市に置く。

2 公団は必要な地に従たる事務所を置くことができる。

（登記）

第4条 公団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記のあとでなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

（名称の使用制限）

第5条 公団でない者は、愛知用水公団という名称またはこれに類似する名称を用いてはならない。

（民法の準用）

第6条 民法（明治29年法律第89号）第44条（法人の不法行為能力）、第50条（法人の住所）および第54条（代表権の制限）の規定は、公団に準用する。

第2章 役員および職員

（役員）

第7条 公団に役員として総裁1人、副総裁1人、理事5人以内および監事2

人以内を置く。

(役員職務および権限)

第8条 総裁は、公団を代表し、その業務を総理する。

2 副総裁は、総裁の定めるところにより、公団を代表し、総裁を補佐して公団の業務を掌理し、総裁に事故があるときはその職務を代理し、総裁が欠員のときはその職務を行なう。

3 理事は、総裁の定めるところにより、公団を代表し、総裁および副総裁を補佐して公団の業務を掌理し、総裁および副総裁に事故があるときはその職務を代理し、総裁および副総裁が欠員のときはその職務を行なう。

4 監事は、公団の業務を監査する。

(役員任命)

第9条 総裁および監事は農林大臣が任命する。

2 副総裁および理事は、総裁が農林大臣の認可を受けて任命する。

(役員任期)

第10条 役員任期は、5年とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員欠格条項)

第11条 次の各号の1に該当する者は、役員となることができない。

1 国務大臣、国会議員、政府職員(人事院が指定する非常勤の者を除く。)または地方公共団体の議会議員

2 政党の役員

3 物品の製造もしくは販売もしくは工事の請負を業とする者であって公団と取引上密接な利害関係を有する

ものまたはこれらの者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権または支配力を有する者を含む。)

4 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権または支配力を有する者を含む。)

(役員解任)

第12条 農林大臣または総裁は、それぞれの任命に係る役員が前条各号の一に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。

2 農林大臣または総裁は、それぞれの任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

1 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

2 職務上の義務違反があるとき。

3 総裁は、前項の規定によりその任命に係る役員を解任しようとするときは、農林大臣の認可を受けなければならない。

(役員兼職禁止)

第13条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、またはみずから営利事業に従事してはならない。

(代表権制限)

第14条 公団と総裁、副総裁または理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が公団を代表する。

(代理人の選任)

第15条 総裁、副総裁および理事は、公団の職員のうちから、公団の業務の一部に関し一切の裁判上または裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員の任命)

第16条 公団の職員は、総裁が任命する。

(役員および職員の地位)

第17条 役員および職員は、刑法（明治40年法律第45号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第3章 業 務

第18条 公団は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

- 1 長野県、岐阜県および愛知県の区域のうち政令で定める区域内における次の事業を施行すること。
 - イ かんがい排水施設その他農地の保全または利用上必要な施設の新設、廃止または変更
 - ロ 農地法（昭和27年法律第229号）第61条各号に掲げる土地（農地法施行法（昭和27年法律第230号）第6条第1項の規定により農地法第44条第1項の規定によって買収したものとみなされる土地を含む。）についての開田または開畑
- 2 前号の事業の施行によって生じた施設についての災害復旧事業を施行すること。
- 3 前2号の事業の施行によって生じた施設の管理を行なうこと。

- 4 前3号の事業に付帯する事業を行なうこと。

- 2 公団は、前項の業務のほか、次の業務を行なうことができる。

- 1 委託を受けて農地の改良または造成の工事を行なうこと。
- 2 発電事業もしくは水道事業の用にもっぱら供する施設で前項第1号イもしくは第2号の事業の施行によって生ずる施設の一部と一体的に使用されるもの（以下「専用施設」という。）を新設し、およびこれによって生ずる専用施設の貸付を行ない、または発電事業もしくは水道事業を行なう者が専用施設を新設する場合に、その者に対し、これに必要な資金の供給を行なうこと。

- 3 第50条第1項の規定による委託を受けて前項第1号ロの土地（その土地の上にある立木竹および工作物ならびにその土地に関する権利を含む。）の管理を行なうこと。

(事業実施計画および施設管理規程)

第19条 公団は、前条第1項第1号または第2号の事業を施行しようとするときは、農林省令で定める手続に従い、事業実施計画を作成し、これを農林大臣に提出しなければならない。

- 2 前項の事業実施計画には、次の事項を記載しなければならない。

- 1 事業の目的および要旨
- 2 事業の施行区域の所在
- 3 事業の施行によって利益を受けるべき土地（以下「受益地」という。）の所在および面積

愛知用水公団の発足と世銀協定

- 4 受益地の現況
 - 5 受益地の開発計画
 - 6 主要工事計画および附帯工事計画
 - 7 工事の着手および完了の予定時期
 - 8 所要事業費およびその負担割合
 - 9 事業の効果
 - 10 発電事業および水道事業との関係
 - 11 その他農林省令で定める事項
- 3 公団は、前条第1項第1号の事業に係る第1項の事業実施計画については、次条第1項の規定により指示された事業基本計画に基いて、これを作成しなければならない。
- 4 公団は、前条第1項第3号の事業を行なおうとするときは、農林省令で定める手続に従い、施設管理規程を作成し、これを農林大臣に提出しなければならない。
- 5 前項の施設管理規程には、次の事項を定めなければならない。

- 1 管理する施設
- 2 管理の方法
- 3 施設の一部の管理を土地改良区に委託する場合にあっては、管理の委託に関する準則
- 4 管理費およびその負担割合
- 5 その他農林省令で定める事項

- 6 公団は、第1項の事業実施計画または第4項の施設管理規程を作成しようとするときは、その事業実施計画または施設管理規程について、関係県知事に協議しなければならない。

(事業基本計画)

- 第20条 農林大臣は、政令で定めるところにより、第18条第1項第1号の事業

- につき、事業基本計画を定め、その概要を公表するとともに、事業基本計画を公団に指示しなければならない。
- 2 前項の事業基本計画には、次の事項を記載しなければならない。
- 1 事業の施行区域に関する事項
 - 2 受益地の区域、現況および開発計画に関する事項
 - 3 工事計画に関する事項
 - 4 所要事業費およびその負担割合に関する事項
 - 5 発電事業および水道事業との関係に関する事項
 - 6 その他政令で定める事項
- 3 農林大臣は、第1項の事業基本計画を定めようとするときは、大蔵大臣、厚生大臣、通商産業大臣、建設大臣、自治庁長官および経済企画庁長官の同意を得なければならない。

(意見書の提出等)

- 第21条 農林大臣は、第19条第1項または第4項の規程による事業実施計画または施設管理規程の提出があつたときは、政令で定めるところにより、その旨を公告するとともに、その事業実施計画または施設管理規程を20日間公衆の縦覧に供しなければならない。ただし、第18条第1項第2号の事業で災害のため急速に行なう必要があるものに係る事業実施計画については、公衆の縦覧に供することを要しない。
- 2 前項の規定により縦覧に供された事業実施計画または施設管理規程について意見がある利害関係人(当該事業に係る土地または土地に定着する物件の

所有者、当該事業に係る水面につき漁業権または入漁権を有する者その他これらの土地、物件または権利に関し権利を有する者をいう。以下同じ。)は、同項の縦覧期間内に、公団に意見書を提出することができる。

- 3 公団は、前項の規定による意見書の提出があったときは、農林省令で定める期間内に、その内容を審査し、その意見書に係る意見を採用すべきであると認めるときは、その必要の範囲内においてその事業実施計画または施設管理規程を修正し、その旨をその意見書を提出した者に通知するとともにその修正に係る部分を記載した書面を農林大臣に提出し、その意見書に係る意見を採用すべきでないと認めるときは、その旨を理由を附した書面でその意見書を提出した者に通知するとともにその意見書に係る意見の概要およびその意見を採用すべきでないと認める理由を記載した書面を農林大臣に提出しなければならない。
- 4 公団は、第18条第1項第1号の事業に係る事業実施計画について前項の規定による修正をする場合には、前条第1項の規定により指示された事業基本計画に違反しない範囲内でこれをしなければならない。
- 5 公団が第3項の規定により事業実施計画または施設管理規程を修正しようとする場合には、第19条第6項の規定を準用する。

6 公団は、第2項の場合において、同項の規定による意見書の提出がなかったときは、遅滞なく、その旨を農林大臣に届け出なければならない。

7 第3項の規定によりその意見書に係る意見を採用すべきでないと認める旨の通知を受けた者および第2項の規定による意見書を提出した者で第3項の農林省令で定める期間内に公団からその意見書に係る意見を採用するかどうかについての通知を受けなかったものは、さらに意見があるときは、農林省令で定める手続に従い、意見書を農林大臣に提出することができる。ただし、第3項の農林省令で定める期間満了後15日を経過したときは、この限りでない。

8 農林大臣は、前項の規定による意見書の提出があったときは、農林省令で定める期間内に、その内容を審査し、その意見書に係る意見を採用すべきであると認めるときは、公団に対しその事業実施計画または施設管理規程に必要な修正を加えるべきことを指示するとともにその旨をその意見書を提出した者に通知し、その意見書に係る意見を採用すべきでないと認めるときは、その旨を理由を附した書面でその意見書を提出した者に通知するとともにその書面の写を公団に送付しなければならない。

9 農林大臣は、第7項の場合において同項の規定による意見書の提出がなかったときは、遅滞なく、その旨を公団

愛知用水公団の発足と世銀協定

に通知しなければならない。

- 10 公団が第3項または第8項の規定により事業実施計画または施設管理規程に必要な修正を加えたときは、その修正が当該事業に係る利害関係人の権利または利益を侵害するおそれがないことが明らかである場合を除き、その修正に係る部分についてさらに第1項からこの項までに規定する手続を行なうべきものとする。
- 11 農林大臣は、第19条第1項または第4項の規定により提出された事業実施計画または施設管理規程について、第1項から前項までの規定により行なうべき手続がすべて終了したときは、その旨を告示しなければならない。
- 12 公団は、第18条第1項第1号イの事業で、これに係る事業実施計画においてその事業の施行によって生ずべき施設の一部を発電事業または水道事業を行なう者に使用させる旨を定めたものについては、前項の規定による告示があった後、その発電事業または水道事業を行なう者から、その者が当該施設の一部を使用する場合にはその事業実施計画に従ってこれを使用する旨の承諾を得なければならない。
- 13 公団は、第18条第1項第1号または第2号の事業については、その事業に係る事業実施計画につき第11項の規定による告示があった後（第21条第1項ただし書に規定する事業については同項本文の公告があった後、前項に規定する事業については同項の承諾があった後）でなければ、その事業実施計画に

よる工事に着手してはならない。

（事業実施計画等の変更）

第22条 公団は、第19条第1項の事業実施計画または同条第4項の施設管理規程を変更しようとするときは、農林省令で定める手続に従い、その変更に係る部分を記載した書面を農林大臣に提出しなければならない。

- 2 公団は、第18条第1項第1号の事業に係る事業実施計画の変更をする場合には、第20条第1項の規定により指示された事業基本計画に違反しない範囲内でこれをしなければならない。
- 3 第1項の変更（政令で定める軽微な変更を除く。）については、第19条第6項および前条の規定を準用する。
（施設の使用、資金の供給等の認可）

第23条 公団は、発電事業または水道事業を行なう者に対し、第18条第1項第1号イもしくは第2号の事業の施行によって生じた施設の一部を使用させようとするとき、または同条第2項第2号に規定する資金の供給を行なおうとするときは、農林大臣の認可を受けなければならない。

- 2 農林大臣は、前項の認可の申請があった場合において、これに関する処分をしようとするときは、政令で定めるところにより、大蔵大臣および厚生大臣、通商産業大臣、建設大臣または自治庁長官の同意を得なければならない。

- 3 公団は、専用施設を新設し、またはその貸付を行なおうとするときは、発電事業に係る専用施設の新設または貸

付にあっては農林大臣および通商産業大臣の認可、水道事業に係る専用施設の新設または貸付にあっては農林大臣および政令で定めるところにより厚生大臣、通商産業大臣または建設大臣の認可を受けなければならない。

(賦課金)

第24条 公団は、政令で定めるところにより、第18条第1項第1号から第3号までの事業によって利益を受ける者でその事業に係る受益地につき土地改良法（昭和24年法律第195号）第3条に規定する資格を有するものその他農林大臣の指定するものに対し、その者の受ける利益を限度として、その事業に要する費用の全部または一部を賦課徴収することができる。

2 前項に規定する者が当該事業に係る受益地の全部または一部をその地区に含む土地改良区の組合員である場合には、公団は、その者に対する同項の規定による賦課徴収に代えて、その土地改良区に対し、当該賦課金の額に相当する額の金銭を賦課徴収することができる。

3 前2項の規定による賦課徴収の処分は、その処分に係る賦課金の納期限（分割して納入させる場合にあっては、最初に納入させる賦課金についての納期限）前90日までに、しなければならない。

4 前項の処分を受けた者は、その処分について不服があるときは、公団に対してこれを申し立てることができる。ただし、その処分を受けた日から20日

を経過したときは、この限りでない。

5 公団は、前項の規定による不服の申立があったときは、同項ただし書の期間満了後30日以内にこれを決定しなければならない。

(強制徴収)

第25条 公団は、前条第1項または第2項の規定による賦課金の納入義務者がその納期限までにその賦課金を納入しないときは、期限を指定して、これを督促しなければならない。

2 公団は、前項の規定により督促をするときは、納入義務者に対し督促状を発する。この場合において督促状により指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して20日以上経過した日でなければならない。

3 前条第1項の規定による賦課金の納入義務者で第1項の規定による督促を受けたものがその指定の期限までにその賦課金および第7項の延滞金を納入しないときは、市町村は、公団の請求により、地方税の滞納処分の例によりこれを処分する。この場合には、公団は、その徴収金額の百分の四を市町村に交付しなければならない。

4 市町村が前項の請求を受けた日から一月以内にその処分に着手せず、または三月以内にこれを終了しないときは、公団は、地方税の滞納処分の例により、農林大臣の認可を受けて、その処分をすることができる。

5 前条第2項の規定による賦課金の納入義務者で第1項の規定による督促を

愛知用水公団の発足と世銀協定

受けたものがその指定の期限までにその賦課金およびお第7項の延滞金を納入しないときは、公団は、地方税の滞納処分の例により、農林大臣の認可を受けてその処分をすることができる。

6 前3項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税および地方税に次ぎ他の公課に先だつものとし、その時効については、地方税の例による。

7 公団は、第1項の規定により督促をしたときは、賦課金の額100円につき1日4銭の割合で、納期限の翌日からその完納または財産差押の日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収する。ただし、農林省令で定める場合はこの限りでない。

(土地改良区の組合員に対する経費の賦課)

第26条 土地改良法第36条第1項、第2項および第4項(経費の賦課)、第38条ならびに第39条(賦課金の徴収)の規定については、第24条第2項の規定による賦課金を土地改良区の事業に要する経費とみなして、これらの規定を準用する。

(県の費用負担)

第27条 第18条第1項第1号または第2号の事業に係る受益地の全部または一部をその区域に含む県は、政令で定めるところにより、その事業に要する費用の一部を負担金として公団に支払わなければならない。

(権利関係の調整)

第28条 公団が第18条第1項第1号から第3号までの事業を行なった場合に

いては、土地改良法第59条(償還すべき有益費)、第62条(地代等の増額請求)および第65条(農地法の適用)の規定を準用する。この場合において同法第59条および第62条第1項中「土地改良事業」とあるのは「愛知用水公団が行なう愛知用水公団法(昭和30年法律第141号)第18条第1項第1号から第3号までの事業」と、同法第62条第1項中「組合員」とあるのは「愛知用水公団法第24条第1項の規定による賦課金を納入した者(同条第2項の規定による賦課金に充てるため土地改良区が同法第26条で準用する土地改良法第36条第1項の規定により賦課徴収する金銭を負担した組合員を含む。)」と読み替えるものとする。

(土地改良法の準用)

第29条 土地改良法第118条(測量、検査等の手続)、第119条(障害物の移転等)、第121条(急迫の際の使用等)、第122条第1項および第2項(損失補償)ならびに第123条(補償金等の供託)の規定については、公団を国とみなし、公団が行なう第18条第1項各号の事業を土地改良事業とみなして、これらの規定を準用する。この場合において、同法第122条第2項中「第10条第3項、第48条第5項(第95条の2第3項および第96条の3において準用する場合を含む。)、第87条第3項(第87条の2第4項および第87条の3第2項において準用する場合を含む。)、第95条第4項、第96条の2第5項、第98条第9項または第99条第11項の規定による

公告」とあるのは、「愛知用水公団法第21条第1項（同法第22条第3項において準用する場合および同法第21条第10項の規定により同法第21条第1項に規定する手続を行なう場合を含む。）の規定による公告」と読み替えるものとする。

第4章 財務および会計

（事業年度）

第30条 公団の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

（予算等の認可）

第31条 公団は、毎事業年度、予算および資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に農林大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

2 公団は、前項の規定による認可を申請する場合には、当該事業年度の業務計画その他予算および資金計画の参考となる事項に関する書類を認可申請書に添えなければならない。

（決算）

第32条 公団は、毎事業年度の決算を翌年度の7月31日までに完結しなければならない。

（財務諸表）

第33条 公団は、毎事業年度、農林省令で定めるところにより、財産目録、貸借対照表および損益計算書（以下この条において「財務諸表」という。）を作成し、決算完結後二月以内に農林大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 公団は、前項の規定により財務諸表を農林大臣に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書を添え、ならびに財務諸表および決算報告書に関する監事の意見をつけなければならない。

3 公団は、第1項の規定による農林大臣の承認を受けた財務諸表を各事務所に備えて置かなければならない。

（借入金）

第34条 公団は、農林大臣の認可を受けて、政府または国際復興開発銀行以外の金融機関から長期借入金または短期借入金をすることができる。

2 公団は、国際復興開発銀行から長期借入金をすることができる。

3 第1項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、農林大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

4 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、1年以内に償還しなければならない。

（債券の発行）

第35条 公団は、その国際復興開発銀行からの外貨資金の借入契約に基き債券を引き渡す必要があるときは、政令で定めるところにより、その借入金額を限り債券を発行することができる。

2 外資に関する法律（昭和25年法律第163号）第3条に規定する外国投資家が前項の債券を譲り受けたときは、当

愛知用水公団の発足と世銀協定

該債券に係る貸付金債権について同法第13条の2の規定による大蔵大臣の指定を受けたものとみなして、同法の規定を適用する。

(政府からの貸付)

第36条 政府は、公団に対して長期または短期の資金の貸付をすることができる。

(政府の保証)

第37条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和21年法律第24号）第3条の規定にかかわらず、公団が昭和36年3月31日までに国際復興開発銀行と締結する外貨資金の借入契約に基き外貨で支払わなければならない債務について、一定の金額を限度として、保証契約をすることができる。

2 前項の一定の金額は、71億6,000万円を同項の借入契約の締結の時における基準外国為替相場（外国為替および外国貿易管理法（昭和24年法律第228号）第7条第1項の基準外国為替相場をいう。）により換算してアメリカ合衆国通貨をもって表示した額またはその額を政令で定めるところにより換算してアメリカ合衆国通貨以外の外国通貨をもつて表示した額とする。

(償還計画)

第38条 公団は、毎事業年度、長期借入金の償還計画をたてて、農林大臣の認可を受けなければならない。

(補助金)

第39条 政府は、予算の範囲内において政令で定めるところにより、公団に対

し、次に掲げる経費の一部を補助することができる。

1 第18条第1項第1号の事業に係る事業費

2 第18条第1項第1号または第2号の事業の施行によって生じた施設で公団がみずから管理を行なうものについての同項第2号の事業に係る事業費

(余裕金の運用)

第40条 公団は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

1 国債および農林大臣の指定するその他の有価証券の取得

2 農林中央金庫および農林大臣の指定するその他の金融機関への預金または郵便貯金

(財産の処分等の制限)

第41条 公団は、その所有する不動産その他政令で定める重要な財産を譲渡し、交換し、または担保に供しようとするときは、農林大臣の認可を受けなければならない。

(規程)

第42条 公団は、業務開始の際、次の事項について規程を定めなければならない。

1 会計に関する事項

2 役員および職員の給与および退職手当に関する事項

2 公団は、前項の事項について規程を定めようとするときは、農林大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(大蔵大臣に対する協議)

第43条 農林大臣は、次の場合には、大蔵大臣に協議しなければならない。

- 1 第31条第1項第34条第1項もしくは第3項ただし書、第38条、第41条または前条第2項の規定による認可をしようとするとき。
- 2 第33条第1項の規定による承認をしようとするとき。
- 3 第40条第1号または第2号の規定による指定をしようとするとき。
- 4 次条の規定により農林省令を定めようとするとき。

(農林省令への委任)

第44条 この法律およびこれに基く政令に規定するもののほか、公団の財務および会計に関し必要な事項は、農林省令で定める。

第5章 監 督

(監督)

第45条 公団は、農林大臣（発電事業に係る専用施設の新設および貸付に係る事項については農林大臣および通商産業大臣、水道事業に係る専用施設の新設および貸付に係る事項については農林大臣および政令で定めるところにより厚生大臣、通商産業大臣または建設大臣。以下この章において同じ。）が監督する。

- 2 農林大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、公団に対して、その業務に関し、監督上必要な命令をすることができる。

(報告および検査)

第46条 農林大臣は、必要があるときは公団に対して業務および資産の状況に関し報告をさせ、またはその職員に公団の事務所に立入り、業務の状況もしくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第6章 雑 則

(解散)

第47条 公団の解散については、別に法律で定める。

(恩給)

第48条 恩給法（大正12年法律第48号）第19条に規定する公務員（以下この条において「公務員」という。）または同法同条に規定する公務員とみなされる者（以下この条において「公務員とみなされる者」という。）が引き続いて公団の役員または職員となったときは、恩給法の一部を改正する法律（昭和22年法律第77号）（以下「法律第77号」という。）附則第10条または恩給法の一部を改正する法律（昭和28年法律第155号）（以下「法律第155号」という。）附則第40条の規定の適用については、法律第77号附則第10条第1項中「引き続いて公務員または公務員とみなされる者として在職し」とあるのは「引き続いて公務員もしくは公務員とみなされる者または愛知用水公団の役員も

- しくは職員として在職し」と、法律第155号附則第40条第1項中「引き続いて地方事務官または地方技官として在職し」とあるのは「引き続いて地方事務官もしくは地方技官または愛知用水公団の役員もしくは職員として在職」と読み替えるものとする。
- 2 他の法律の規定において法律第77号附則第10条の規定を準用するときは、前項の規定により読み替えられた同条第1項の規定を準用するものとする。
- 3 公団の設立の際現に公務員または公務員とみなされる者として在職する者が、引き続いて公団の役員または職員となり、さらに引き続いて公務員または公務員とみなされる者となったとき（公団の設立の際現に公務員または公務員とみなされる者として在職する者が引き続いて公務員または公務員とみなされる者として在職し、さらに引き続いて公団の役員または職員となり、さらに引き続いて公務員または公務員とみなされる者となったときを含む。）は、その公務員または公務員とみなされる者に給すべき普通恩給については、当該公団の役員または職員としての在職年月数を公務員または公務員とみなされる者としての在職年月数に通算する。
- 4 第1項（他の法律の規定において第1項の規定により読み替えられた法律第77号附則第10条第1項の規定を準用するときを含む。）および前項の規定は、公団の役員または職員となるまでの公務員または公務員とみなされる者

としての在職年が普通恩給についての最短恩給年限に達する者については、適用しないものとする。

- 5 第3項の規定の適用を受ける者についての恩給法第64条ノ2（再就職の場合の普通恩給）の規定の適用または準用については、公団の役員または職員としての就職を再就職とみなす。

第49条 公団は、前条第1項（他の法律の規定において同条同項の規定により読み替えられた法律第77号附則第10条第1項の規定を準用するときを含む。）および第3項の規定の適用を受ける公団の役員もしくは職員であった者またはその遺族の恩給の支払に充てる金額を、政令で定めるところにより、国庫または地方公共団体に納付するものとする。

（国有土地等の管理）

第50条 農林大臣は、公団に対し政令で定めるところにより、その同意を得て、第18条第1項第1号の区域内にある農地法第61条各号に掲げるもの（農地法施行法第6条第1項の規定により農地法第44条第1項の規定によって買収したものとみなされるものを含む。）の管理を委託することができる。

- 2 公団が前項の規定による委託を受けたときは、その管理に要する費用は、公団の負担とする。この場合には、委託に係る同項に掲げるものの使用料は、公団の収入とする。

（他の法令の準用）

第51条 不動産登記法（明治32年法律第24号）、土地収用法（昭和26年法律第

219号) および 政令で定めるその他の法令については、政令で定めるところにより、公団を国の行政機関とみなして、これらの法令を準用する。

第7章 罰 則

第52条 公団が第46条第1項の規定に違反して報告をせず、もしくは虚偽の報告をし、または検査を拒み、妨げ、もしくは忌避したときは、その違反行為をした公団の役員または職員を50,000円以下の罰金に処する。

第53条 次の場合においては、その違反行為をした公団の役員または職員を30,000円以下の過料に処する。

- 1 この法律により認可または承認を受けなければならない場合において、その認可または承認を受けなかったとき。
- 2 第4条第1項の規定に違反して登記を怠ったとき。
- 3 第18条に規定する業務以外の業務を行なったとき。
- 4 第21条第13項の規定に違反して工事に着手したとき。
- 5 第40条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。
- 6 第45条第2項の規定による命令に違反したとき。

第54条 第5条の規定に違反した者は、10,000円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律の施行期日は、公布の

日から起算して90日をこえない範囲内で政令で定める。

(公団の設立)

第2条 農林大臣は、第9条第1項の例により、公団の総裁または監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された総裁となるべき者は、第9条第2項の例により公団の副総裁または理事となるべき者を指名する。

3 前2項の規定により指名された総裁、副総裁、理事または監事となるべき者は、公団の設立の時にあって、この法律の規定により、それぞれ総裁、副総裁、理事または監事に任命されたものとする。

第3条 農林大臣は、第20条第1項の規定による事業基本計画の概要の公表をした後でなければ、前条第1項の規定による指名をしてはならない。

第4条 農林大臣は、設立委員を命じて、公団の設立に関する事務を処理させる。

第5条 設立委員は、公団の設立の準備を完了したときは、農林省令で定める手続に従い、その旨を農林大臣に届け出るとともに、その事務を附則第2条第1項の規定により指名された総裁となるべき者に引き継がなければならない。

第6条 附則第2条第1項の規定により指名された総裁となるべき者が前条の事務の引継を受けたときは、その引継を受けた日において、附則第2条第1項または第2項の規定により指名され

愛知用水公団の発足と世銀協定

た役員となるべき者の全員は、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第7条 公団は、設立の登記をすることによって成立する。

第8条 公団の最初の事業年度は、第30条の規定にかかわらず、その設立の日に始まり、昭和31年3月31日に終るものとする。

第9条 公団の最初の事業年度の予算については、第31条第1項中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「公団の成立後遅滞なく」と読み替えるものとする。

(登録税法の改正)

第10条 登録税法(明治29年法律第27号)の一部を次のように改正する。

第19条第1号ノ4の次に次の1号を加える。

1ノ5 愛知用水公団自己ノ為ニスル
登記又ハ登録

(印紙税法の改正)

第11条 印紙税法(明治32年法律第54号)の一部を次のように改正する。

第5条第6号ノ5ノ2の次に次の1号を加える。

6ノ5ノ3 愛知用水公団ノ発スル証
書、帳簿

(所得税法の改正)

第12条 所得税法(昭和22年法律第27号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第4号の2の次に次の1号を加える。

4の3 愛知用水公団

(法人税法の改正)

第13条 法人税法(昭和22年法律第28号)の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「日本住宅公団」の下に「愛知用水公団」を加える。

(農林省設置法の改正)

第14条 農林省設置法(昭和24年法律第153号)の一部を次のように改正する。
第6条に次の2項を加える。

3 農地局に愛知用水公団監理官1人を置く。

4 愛知用水公団監理官は、命を受けて愛知用水公団の指導監督に関する事務を掌理する。

第9条第1項に次の1号を加える。

14 愛知用水公団の指導監督を行なうこと。

(地方税法の改正)

第15条 地方税法(昭和25年法律第226号)の一部を次のように改正する。

第25条第1号中「日本電信電話公社」の下に「愛知用水公団」を加える。

第72条の4第1項第2号中「日本住宅公団」の下に「愛知用水公団」を加える。

第73条の4第1項第1号、第296条第1号および第348条第2項第2号中「日本電信電話公社」の下に「愛知用水公団」を加える。

(土地収用法の改正)

第16条 土地収用法の一部を次のように改正する。

第3条第5号中「地方公共団体」の下に「愛知用水公団」を加える。

(国際復興開発銀行からの外資の受入

について日本開発銀行または日本輸出入銀行が発行する債券の利子に対する所得税の免除に関する法律の改正)

第17条 国際復興開発銀行からの外資の受入について日本開発銀行または日本輸出入銀行が発行する債券の利子に対する所得税の免除に関する法律(昭和28年法律第106号)の一部を次のように改正する。題名を次のように改める。

国際復興開発銀行からの外資の受入について日本開発銀行、日本輸出入銀行または愛知用水公団が発行する債券の利子に対する所得税

の免除に関する法律

本則中「または日本輸出入銀行」を、「日本輸出入銀行または愛知用水公団」に改め、「第3条第1項」の下に「または愛知用水公団法(昭和30年法律第141号)第35条第1項」を加える。

第2節 公団の設立

設立委員会と 農林大臣は、愛知用水公団法(付則第4条)によって設立委員に法制局長官、関係各省事務次官、関係各県知事および学識経験者15名を任命して、設立委員会を構成した。その委員はつぎのとおりである。そして同委員会は、昭和30年10月3日、農林省において開催された。(委員名の右に記したのは、当日代理として出席した者である。)

法 制 局 長 官	林 修三				
大 蔵 事 務 次 官	平田敬一郎	代理	主計局主計官	大村 筆雄	
厚 生 事 務 次 官	木村忠二郎	代理	環境衛生局長	楠本 正幸	
農 林 事 務 次 官	平川 守				
通 産 事 務 次 官	平井富三郎	代理	企業局次長	松村 敬一	
建 設 事 務 次 官	稲浦 鹿蔵				
自治庁次長事務代理	後藤 博				
経 済 企 画 庁 次 長	石原 武夫				
岐 阜 県 知 事	武藤 嘉門				
愛 知 県 知 事	桑原 幹根				

愛知用水公団の発足と世銀協定

長野県知事	林 虎雄 代理 東京事務所所長	近藤 博俊
農林中央金庫理事長	湯河 元威	
関西電力株式会社社長	太田垣士郎 (欠席)	
国際観光協会会長	浜口 雄彦	
愛知用水土地改良区理事長	伊藤 佐	

委員会では、農林大臣に代って、委員平川から開会の辞があり、桑原の発言により平川が委員長に互選され、議事に入った。まず農地局長渡部伍良から公団法設定までの経過、ついで農地局管理課長岡田覚夫から法令関係、さらに技術課長(清野)から技術関係、経済課長(富谷)から資金関係について説明が行なわれた。その席上、林からつぎのような発言があった。「ご承知のように長野県は牧尾橋ダムができて水没戸数も200戸に近い。また水没面積も非常に大きいのでありまして、この公団によって受ける恩恵というのは、ほとんど皆無に等しいといっても差支えないような状態であり」「現在の実情から申しまして、そう簡単に地元の直接犠牲者が納得しがたい現状が見られるわけでありまして、長野県議会といたしましても、これについて最初反対の意志表示をしたのでありますが、その後には国家的な事業に協力すべきであるということから、条件を付してこれに協力することにいたしましたわけがあります。」「それには地元の納得ということ。地元ができるだけ無駄な抵抗をしないように事を運んでいかなければならない。」と。

これに対し農地局長(渡部)は「地元の得心を得た上でご趣旨に沿って遺憾ないようにいたしたい。」と答弁した。

委員長は同委員会において公団法付則第5条(設立委員は公団の設立の準備が完了したときは、農林省令で定める手続に従い、その旨を農林大臣に届け出るとともにその事務を付則第2条第1項の規定により指名された総裁となるべき者に引き継がなければならない)の規定による引き継ぎ手続を一任された。これに基づき10月10日、名古屋法務局に付則第7条による設立登記の手続きがとられ、名古屋市東区榎木町に愛知用水公団の仮事務所が置かれた。なお設立当時の公団役員はつぎのとおりである。

総 裁 浜 口 雄 彦	理 事 原 田 伝
副総裁 進藤武左エ門	理 事 桜 井 志 郎
理 事 岡 田 信 治	監 事 黒河内 透
理 事 伊 藤 佐	監 事 鈴 木 憲 三
理 事 中 川 良 吉	



設立当初の公団標札



着任した公団首脳部

地元農民の 愛知県知事は、愛知用水土地改良区理事長あてに、つぎの
同意と要望 ような公文書（昭和30年10月15日）をもって、受益者の3分の
2以上の同意を要請した。

「愛知用水事業の国営土地改良事業施行申請書については、さきに農林大臣あて進達
されたが、この事業は去る9月27日施行に係る愛知用水公団法第18条第1項各号に規
定する愛知用水公団の事業として本年度から実施されることとなりました。つきまし
ては、この事業がさきに国営土地改良事業として事業の受益者の3分の2以上の同意
を得て申請した関係もあり、愛知用水公団がこの事業を実施するに当たり、改めて事
業の受益者である貴組合員の3分の2以上の同意を来る11月末日まで得るよう、10月
10日付30農地第4619号により、農林事務次官より通知があったのでお知らせします。」

農民の同意については、公団法のうえからはとくにそれを要しないのであ
るが、農林省は予算折衝の経過からみて、同意の取得に関し、愛知県知事を

通じて上記のような通達をした。これに基づいて愛知用水土地改良区は、農民の3分の2以上の同意を得たうえ、同意書とつぎのような具申書を理事長名をもって31年1月15日、農林大臣および公団総裁に提出した。その内容はつぎのとおりである。

「今般昭和30年10月10日付30農地第4619号の通達によりまして、受益農民の同意を求めたところ、別冊のごとく取り纏めできました。しかし受益農民はこの事業遂行について次のような意向が強いのでとりまとめて列挙して具申致します。なおこれらの事項については適切なる意見と思われますので事業施行に当ってはしかるべくご処理下さるよう強く要望致します。」

1 愛知用水事業の施行については愛知用水公団が一方的に進められないよう衆議院の附帯決議の(9)にある関係協議機構を速かに設置せられて、ダム、幹線水路、補助溜池等充分話し合いの上実施されたい。

特にこの総合開発事業が受益農民の3分の2以上の同意によって事業が進められるものなのでこれが利益代表機関である土地改良区と充分話し合いの上進められたい。

2 愛知用水公団法第24条の利益の限度の算定ならびに用地の買収の方法、価格等については一方的に定められることなく衆議院附帯決議(9)の協議機構を通して行なうこと。

3 農林省におかれてはもとより申すまでもなく愛知用水公団においても用水完成後の農業経営の指導に関しては万全を期せられて充分採算のとれる農家経営の指導をされたい。

4 公団法第18条第1項第1号の(イ)については広義の解釈をされて一切の土地改良事業特に排水、区画整理等希望に応じてできるようにされたい。(ロ)についての買収売渡の方法等に関しては地方農業委員会と充分話し合いの上実施されたい。

5 この総合開発事業の経費の配分に関しては再検討を加えられたい。

6 愛知用水事業計画については同意致しがたい部分がありますから再検討を加えられたい。

7 公団は地方農業協同組合の金融機関と密接な連絡を保って事業を進められたい。

8 地元各地より別紙のごとき要望書が提出されておりますので各々についてご検討されて善処されたい。(原文のまま)



図5-1 愛知用水の市町村別同意調印数割合
数字は資格者数、()内数字は調印数

愛知用水公団の発足と世銀協定

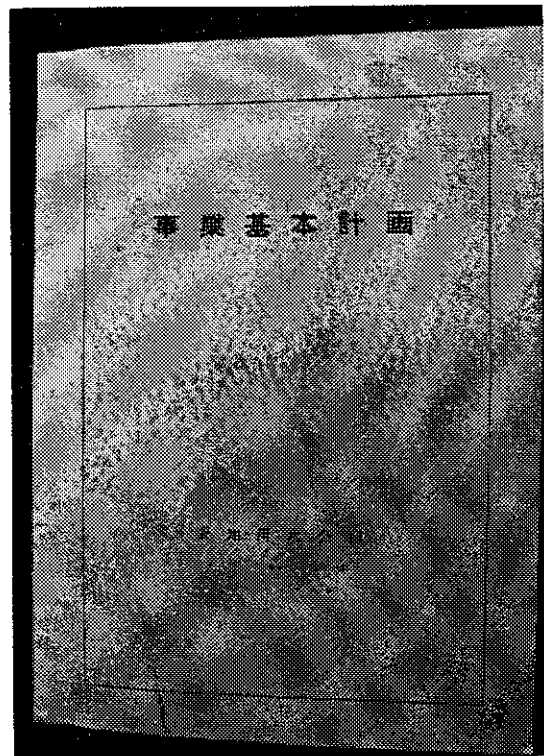
なお、同具申書の提出に当たり、知多郡知多町岡田関係農民、春日井市下原区長、日進村長および同米野木・藤島・蟹甲・北新田・藤枝・岩藤・赤池・折戸の各区長から意見書または要望書が添付されていた。そのおもな事項をあげると、つぎのとおりである。

- (1) 幹線水路路線を高位部に変更し、既耕地のつぶれ地を防止するとともに水利の便を図る。
- (2) 農家負担金については、農家経済に支障のないよう軽減する。
- (3) 受益地以外は農家負担とならないように措置する。
- (4) 畑地利用は希望者のみとし、負担金は所有反別割に賦課しない。
- (5) 水路のつぶれ地補償は、農民の納得のゆく方途を講ずること。

第3節 事業基本計画

関係各省と 公団法の成立に伴い、「愛知用水事業計画概要」が昭和30年の打合わせ 6月22日にまとめられ、農林省は、基本計画を定めるに先立ち、公団法の規定（第20条第3項）によって関係各省（大蔵、通産、建設、自治庁および経済企画庁など）の同意を得るため各省と打合わせを行なった。その結果を各省別に述べる。

1 大蔵省 大蔵省との話合によってできた申し合わせは、大蔵事務次官（平田）と農林事務次官（平川）との間で確認された。（30年9月28日）このなかには、つぎのような10項目に関係する詳しいとり決めが含まれている。① 工事着手前の措置 ② 経費の負担区分 ③ 資金計画 ④ 業務計画 ⑤ 補助金計上の取扱 ⑥ 災害復旧事業 ⑦ 公団事



事業基本計画書

務費の補助 ⑧ 畑地かんがい用散水器具に対する融資 ⑨ 建設工事完了後の役員の定数 ⑩ 残余財産

これらのうち、重要な点をあげる。

a 世銀からの借款に応ずる旨の公式の意思表示をする。

b 関係土地改良区の組合員の3分の2以上の同意を得る。(愛知用水公団法においては土地改良法による農民の3分の2同意主義を採用せず、すべて公告縦覧主義をとったので、大蔵省は行政行為として土地改良法と同様の同意書の取得を要請した。)

c 農業についての国庫負担の算出はつぎの割合によるものとし、開拓地のかんがい施設の補助率を3分の2(一般開拓地の建設工事は全額国庫補助)、果樹園のかんがいは非補助(36年の政令改正で100分の20国庫補助と改訂された)とする。

d 電力会社の共用施設に対する負担の条件ならびに専用施設の建設資金を借入れる場合の条件は、関西電力株式会社の本事業による建設資金コストが他の地区における一般の電源開発の建設資金コストと均衡を失しないよう定める。

e 公団事務費については公団余裕金の運用利益金により、公団自らが支弁することを原則とするが、公団の資金源、借入金の条件、償還金の条件、国庫補助金の交付時期、事業費の総額、残存機械の処分額などが公団の責に帰すことができない理由で、現在の予定と異なるにいたり、その結果として建設勘定閉鎖時における予定損益勘定に損失を生ずるにいたったときは、公団事務費の一部を補助するよう予算措置または法的措置を講ずる。

f 建設工事完了後の業務が施設の維持管理を主とするに至ったときは、役員の定数を減少する立法措置を講ずる。

2 通産省 農林省は通産省とその所管する電力部門(公益事業局所管)および工業用水部門(企業局所管)について申し合わせを行なった。これは両省次官、関係局長の間で結ばれたが、通産省の権限に属する行政行為ならびにその変更については、あらかじめ通産省に連絡協議を要するものとする内容の事項が大部分である。発電部門については、さらに農地局長は公益事業局長との間でダムのアロケーションその他についてつぎのような申し合わせをとり交わした。(昭和30年6月9日)

(1) ダムの使用料はダムのアロケーションを基礎として算出する。これにはダムの償却費を含め、償却完了後関西電力の負担分についての所有権は関西電力に帰属する。アロケーションの算定に当たっては、一般の方針による

愛知用水公団の発足と世銀協定

が、妥当投資額以上には出ない。下流増については別に定める一般の方針に従って定める。(下流増については当時から農地局と公益事業局との間で、牧尾橋ダムによるメリットと既設発電所の既得権による部分との間で100%かまたは70%かの討議が行なわれ、結局70%を牧尾橋ダムのメリットとすることに公団・関西電力の間で協定が結ばれた。)

(2) 発電施設を設置する場合には、これらの専用施設に対する貸付資金は所要資金全額とし、貸付条件は日本開発銀行の貸付の条件を下回らないものとする。

他方、企業局長と農地局長との間では、取水計画についてつぎのような了解がなされた。(昭和30年9月27日)

① 「6月1日～10月3日までは、主としてかんがい用水のために取水する」とは、同期間において上水道・工業用水についてこれを充足すべき取水を何ら妨げない。

② 10月4日～翌年5月31日までの農業用水については「Ⅱ-3-4の(3)(取水計画のうち農業用補助ため池を満水させる条件)」にしたがい、農業用補助ため池を満水にさせるためにのみ行なうものとする。

③ 「異常渇水により農業用水および上水道・工業用水の所要水量が不足した場合には、農業用水につき間断かんがいなどの措置を講ずるものとする」とは、異常渇水の際、農業用水について間断かんがいなどの措置を講ずることにより、取水計画に定める取水量の範囲内において取水した水量をもって上水道・工業用水の所要水量を充足することを意味する。

3 建設省 河川管理の立場にある建設省とは、主として取水計画ならびにダム建設の技術上の問題点について協議を行なった。技術上の問題点に関しては、共同現地調査を試み、この結果に基づき牧尾橋ダム建設地点の地質やダム型式について、河川局長米田正文と農地局長(渡部)との会談によって解決した。

4 その他の各省 農林省は自治庁および大蔵省と事務次官名でつぎのよ

うな覚書（昭和30年9月28日）を交換した。

「愛知用水公団法施行令第9条第2項による県の負担金の支払いについては、当該県の財政事情その他やむを得ない理由により当該支払いが困難と認められるときは、負担金納付の条件変更の措置を講ずるものとする。」

基本計画 「愛知用水事業計画概要」を作成し、関係各省との協議を
の大要 おえ、農林大臣はその同意を得たものにつき、「事業基本計画の概要」として、30年9月30日公表、同年10月12日、公団に対し「事業基本計画」の指示を行なった。「事業基本計画」に記載する主要事項は、つぎのとおりである。

- ① 事業の施行地域
- ② 受益地の区域、現況および開発計画
- ③ 工事計画、工事の着手および完了の予定時期
- ④ 所要事業費およびその負担割合
- ⑤ 事業の効果
- ⑥ 発電事業および水道事業との関係

開発計画の目的および要旨はつぎのようになっている。

「本事業は名古屋市東方に位する平野およびこれに接続する知多半島一帯が、気候温暖かつ産業立地条件に恵まれているにかかわらず、雨量が少ないのでかんがい用水、飲料用水および工業用水が不足し農業その他の産業の発展を阻害している現状にかんがみ、木曾川水系の水を高度に利用し、これらの区域の総合的發展を図ろうとするものである。その計画の概要は、木曾川の支流王滝川に有効貯水量約6,300万トンの貯水池を新設し、ここに貯水された水を必要に応じ木曾川に放流し、下流約120kmの兼山地点で取水し、幹線水路（延長約115km）および支線水路（延長約1,100km）により導水・配水し用水不足に悩む水田に補水を行なうとともに、新たに開田および開畑を行ない、畑地かんがいも大規模に実施しようとするものである。また新設貯水池の放流を利用して発電所を新設し、既設発電所の発電力の増加を図るとともに上水道・工業用水を供給しようとするものである。

愛知用水公団の発足と世銀協定

本事業により年間米麦約27万石(米換算)その他雑穀・果実・そ菜等の増産、電力の増強年間平均約1億KWH、上水道・工業用水の供給年間4,500万トンを期待するものとする。」と。そして牧尾橋貯水池における「貯溜および放流の基本方式」を明らかにした後、兼山地点からの「取水計画」について、下流の木曾川の治水および既存水利に支障を与えないことを前提にして、最大毎秒35m³を取水することにして、つぎのように取水計画を定めた。(この35m³の取水計画は、その後実施計画において東郷調整池の貯水量との関連において最大毎秒30m³に改訂された)

「(1) 6月1日～10月3日までは主としてかんがい用水のため取水する。

(2) 全年を通じ、上水道・工業用水を充足するように取水する。

(3) 10月4日～5月31日までは農業用補助ため池を満水させるために、兼山における河川流量が兼山発電所最大使用水量毎秒200m³以上で溢流を生ずる場合の溢流量の範囲内で最大毎秒35m³以内で取水する。

異常渇水により農業用水および上水道・工業用水の所要水量が不足した場合は、農業用水について間断かんがいなどの措置を講ずるものとする。」

工事の着手および完了の予定時期については、着手年度は昭和30年度、完了年度は昭和35年度で、5カ年をもって完工することになっている。その所要事業費は農業関係事業費でおおむね264億円、電力および水道関係事業費を含めて約321億円である。

事業遂行上、最大の関心事であった資金の負担割合については、つぎのように算定の基本方針が示された。

(1) 国・県・農業者の負担割合は愛知用水公団施行令(昭和30年政令第256号)に定めるところによる。

(2) 貯水池・幹線水路等農業と発電または水道の用にあわせて供される施設(以下「共用施設」という)の新設または変更の事業部分に係る事業費についての発電事業者または水道事業者の負担割合は、電源開発促進法第6条第2項の規定による費用の負担の方法および割合の基準に関する政令(昭和28年政令第104号)第4条に規定する身替り妥当支出法を基準とし、それぞれの負担額が妥当投資額を越えないよう算定する。この場合において同令第7条ならびに身替り建設費および妥当投資額の算出方法

に関する総理府令（昭和28年総理府令第13号）の規定を準用する。

この問題は、すでに「愛知用水事業計画概要」（昭和30年6月22日）などにおいて採りあげられ、その内容はここでは、農業、電力、都市用水の妥当投資額の試算ならびにこれに基づくアロケーションおよび電力会社、水道事業者（県または市町村）の公団からの資金借入などについて述べられており、これは公団の独得な施策として総合開発関係者の注目を集めた資金供給制度にほかならない。この資金供給制度は、前にも述べたように、その考え方としては世銀借款の償還を容易にすることを前提として、つぎのような構想から出発したものであった。

1 完工後ただちに、同時効果が発生するよう国・県営および団体営の一貫施工を行なって、受益農民の負担を容易にしたこと。

2 当時、牧尾橋発電所の優先順位が電源開発地点として低位にあったため、電源開発審議会の承認を求めるにも、公団において発電所の建設に要する資金手当が必要であったこと。

3 水道用水については、市町村組合による実施も考えられたが、工業用水については需要者が未決定で全くの先行投資となるので、愛知県と協議の結果、上水道・工業用水とも水道事業として愛知県営で実施することにし、したがって農業、発電と同様に共同施設と専用施設の同時完成を企図したと。

関係各県 「愛知用水事業計画概要」が作成されてから「基本計画」の意見が公団へ示されるまでに、関係各県から愛知用水事業に関して農林省へ出された意見のおもなものはつぎのとおりである。

1 岐阜県 岐阜県知事 武藤嘉門は、30年7月1日、農林大臣に可児町（可児郡）の一部を愛知用水計画の受益地として編入することに関連して、つぎのような申し入れを行なった。

「受益地域に編入されている可児町の大半は、昭和16年起工し同21年中絶した県営見渡田開墾幹線改良事業区域に該当し、兼山発電所水利用使用許可命令書の但書により毎秒1.67トン（60立方尺）ならびにすでに利用中の今渡用水毎秒0.16トン（6立方尺）

愛知用水公団の発足と世銀協定

計毎秒1.83トン（66立方尺）の水量を木曾川よりの既得水利権として認められていますので、新たなる水源を必要としないのみならず、残余の高位部（愛知用水計画ではポンプ場地域）は予ねて御省に新規地区として提出中の可児郡西部用水改良事業計画区域の一部に当たり、水源は溜池および可児川の自然流をもって十分充足される見込であります。従って愛知用水事業に係る岐阜県の区域が同事業へ加入する場合、水源工費は負担せず、単に共用する幹線水路の関係区間（兼山取水口より分水点まで）の経費に対してのみ適当なる比率（水量割等）によって算定される額の範囲内において負担いたし得るものと存じますので、予めこの基準の確認を得たく申入れます。」

さらに岐阜県知事は30年9月12日に農地局長に対し、つぎのように依頼した。

「(1) 公団の業務のうち、かんがい排水事業の一部を関係県等に委託できるよう規定されたい。（目下、県営施行中の松野溜池を愛知用水水源とする場合を予想して）

(2) 本県関係地区に対する水源費は不要であることおよび幹線水路等の負担割合については（既打合せ通り）基本計画中に記載されたい。」

これにつき、農地局長は同年10月4日、岐阜県知事に対し、つぎのように回答した。

「毎秒1.83トン（66立方尺）水量は木曾川自然流の如何んにかかわらず、他種事業との競合なく既得水利権として認められ、かつこの既得水利権は愛知用水事業の区域たる岐阜県御嵩町および可児町の区域において、当然何等の支障なくし使用し得ることを前提として

(1) ダムおよびその付帯施設の経費については本地区はこれを負担しない。

(2) 取水施設・幹線水路等の経費の負担については、使用水量割・面積割および受益割等を勘案して別途協議の上決定する。」

2 三重県 三重県知事田中覚は、30年9月23日、「愛知用水事業計画について」に対して、木曾川下流地域において、地下水の涸渇によってすでに塩害の発生傾向のあることを述べたのち、つぎのように訴えた。

「以上の如き現在、愛知用水を新設して取水し、他地域に導水されることは益々用水取り入れが困難となるのみならず、地下水の低下によってさく井の機能が減少し、かつ塩害が増大するおそれが多分にあるのであります。しかるに、その上愛知用水と併行して下流部における取入用水の合口の計画を進められているようでもあり、本県としては黙視するに忍びないのであります。」

さらに農地局長から岐阜県知事への回答文書を引用して、「下流水利の現状

を変更しないことを建前としている。しかし木曾川の河状はお示しのとおり変化をきたしているので、これに対する措置は木曾川の水利用の総合性からみて必要と考えられるが、愛知用水事業とは別に十分考慮したい考えである。」と。

なお、同県知事は愛知用水のみならず濃尾用水事業の合口による三重県への影響を指摘し、つぎのように用水確保につき検討方を依頼した。

「兼山地点において愛知用水を取水されることだけでも、その及ぼす悪影響は憂慮にたえないのに更にその必然的結果として合口を実施されることとなれば、その下流地域に及ぼす影響はけだし甚大なるものがあり、恐らく下流一帯の農業経営は殆んど不可能となる危険があると思われるのであります。従って本県の木曾川下流地域に対しては、別に十分考慮されるとしても、愛知用水事業実現前に用水確保の方途を講ぜられる必要があります。」と。

これに対して、農地局長は公団の発足後ではあるが、三重県知事につぎのように回答している。「新設貯水池は下流の治山および既存水利事業に支障を与えないよう貯溜および放流を行なうこと、および取水地点から下流の木曾川の治山および既存水利事業に支障を与えないよう、兼山において毎秒35トンを取水することの貯溜と取水についての二大原則を示して影響を与えない。」また「貴管下長島町・伊曾島村の農業水利事業は、ご承知の如くその水源を木曾川逆潮による淡水を利用する特殊なものであるので、今後の調査をまたなければ愛知用水事業および濃尾用水合口事業による影響があるや否やは技術的に決定し難いと考慮される。当省としてはこれらの調査の完了をまって、木曾川の水の総合性の立場より愛知用水事業および濃尾合口事業とは別個に考慮する所存であるのでご承知願いたい。」(昭和30年11月21日—愛知用水事業について—)

第4節 畑地かんがい・開墾に関する技術援助

特別調査委員 世銀は、畑地かんがいおよび開墾に関し、昭和30年2月7日、メモランダムをもって、政府へつぎのような勧告をしてきた。「この種の土地改良事業は目新しい試みであり、かつそれ自体事業から得られる知識を急速に広範囲に普及することは根本的に重要なことと考えられる。この事業に関しては、少なくとも1人、できれば2人の外人の専門家の援助を借りることが望ましいとわれわれは考えている。」また同年8月29日の覚書(第14項)において、つぎのように述べている。「本事業の実施には3名の農業専門家が必要であると本行は考えている。この3名のうち、畑地かんがいと土壌保全の計画を担当する1人はできる限り早く招へいしなければならない。他の2名の専門家(1人はかんがい担当、1人は農地開発機械の作業配置を担当する。)は前者より遅く、事業の実施の段階に至って招へいしても差支えはない。しかしながら、借款協定の締結に先立って本行の承認する条件において、日本政府がこれらの専門家の援助を求めるという十分な保証を本行は要求するであろう。」これは、世銀が銀行家としての立場から、具体的に問題の所在を指摘したうえ、技術援助に対する態度を明らかにしたものである。このような世銀の意向を技術課長渡米中の予備交渉の段階で察知した農林省は、愛知用水事業のうち、とくに開墾および畑地かんがいに関し、その工事進捗の予定を含め、山積する諸問題を再検討するため、農林省内に同年12月5日、農地局建設部長を会長とする愛知用水特別調査委員会を正式に発足した。この委員会はその運営要領によると、「愛知用水地区の機械開墾ならびに畑地かんがいの合理的な施行を目途とし、その実施に関する問題点を協議するものとする。」となっている。委員は「土地改良事業地区増進対策中央協議会の委員のうちから構成」された。委員会の目的を果たすため、東海近畿農業試験場愛知用水試験地と愛知用水公団パイロットファームの設置が定められ、さらに受益地区の典型的な立地条件のタイプを選

んで数箇所の委託試験地を設けて、両試験場に属する研究課題（前者は主として作物と営農に関する課題、後者は主に土壌と水に関する課題を試験する）について実証的・展示的な性格の試験を行なって、試験場の試験の補足充実にこととされた。

しかし、世銀ドールは、31年5月17日、総裁（浜口）あての書簡において、世銀技術施工部作成の畑地かんがいと機械開墾に関する詳細な覚書を付して、つぎのように述べている。「覚書を同封したが、これは当行が愛知用水計画の畑地かんがいおよび開墾部門の準備上主要事項とみなしているものである。また専門家の技術援助の必要性和それらの早期起用実施を強調している。同計画の大なる収穫を畑地かんがいおよび開墾部門より期待しており、かつまた貴公団が銀行借款によってまかなうことを希望する多量の機械類が当該計画のこの部門に適用される事実にかんがみ、この覚書における推薦は極めて重要なものと思う。」と。

覚書は、(1) 緒論 (2) 図面と土壌調査 (5mの等高線と地質が入った地形図) (3) 全体的かんがい体系の設計 (4) 土壌移動作業 (5) 畑地かんがいのレイアウトおよび農場経営設計 (6) 一般事項 よりなっており、一般事項において「借款交渉に先立ち世銀は3人の専門家の役務提供を受けるという確たる保証を求め」この3人の資格については、「(a) 重力かんがいおよび圧力散水方式を含む畑地かんがい組織設計の専門技術者 (b) 掘り返し機械に関する一般的経験を有する土壌保全技術者なること (c) 錯雑した畑地かんがい状況の下に有効に水を利用し得る土地および農業経営に関する専門家」としている。

農林省農地局資源課長江川了は土壌保全の研究のために渡
世銀説明

米したが、その際ドールの要請に応じ、畑地かんがい・開墾問題および増産効果の算定方法を討議するため、ワシントンに1週間滞在し、30年7月24日、世銀に説明を行なった。その概要とこれに対する質問の要旨はつぎのとおりである。

7月24日午前出席者、ケープハート (L. Kephart)、コーナース (J. Connors) ビショップ (A. Alvin Bishop)

(1) 愛知用水地域の地形は起伏に富み、きわめて複雑である。したがっ

て、われわれは畑地かんがいの浅い経験を持っているが、このような複雑な地形について、かつ、このような大規模な畑地かんがいの経験を持っていないので豊富な経験をもった専門技術者の指導を受けることを大いに期待している。この意味においてビショップの来日は少しでも早い方が望ましい。

(2) 縮尺5,000分の1、2m等高線の地形図は全地域にでき上がっている。土壤調査は水田を除く畑地域については、5町歩に1点について断面調査・侵食状況・分析調査などの調査を目下実施中で9月20日頃完了し、縮尺5,000分の1の土壤図ができ上がる予定である。

(3) 畑地かんがいの分水方法の決定は、最も重要かつ難しい問題で専門技術者の援助を必要とするものであるが、かんがい方式は地形・こう配・土壤・耕地の集団度、作物の種類、営農状況などを検討のうえいちおうの基準を作り、これに基づいて公団で目下設計作業に入っている。この基準についてはビショップの現地指導を期待している。

以上のような説明に対し、とくに意見はでなかった。

7月24日午後出席者、ドール、チャックラバーチ (N.Chakravarti)、コーナース、ビショップ

ドールに対し、午前と同様の説明を行なった。ドールから愛知用水特別調査委員会の活動状況につき質問があったが、これに対し、かんがい方式の基準・土壤調査要領は同委員会に諮問したものであると伝えた。なおビショップはかんがい方式は場所によって異なるが、一般的にはうね間かんがいが経済的であると述べた。

これに対し、資源課長(江川)からつぎのような見解が述べられた。

(1) 地形が複雑なため場所によって方式は異なるが、基準に示したような傾斜地では価格の比較計算の結果では散水かんがいがうね間かんがいより安くなった。

(2) うね間かんがいが、仮りに技術的・経済的観点から望ましいという結論が出ても、この場合は土の移動が必要となり、このためには少なくとも既

耕地については、この地域の経営面積が1 ha未満で、かつ、一農家の畑はいくつかに分散しているから、農地の交換分合による集団化が行なわれなければならない。しかし、農地の交換分合が果たして容易に行なわれ得るかどうかは非常な難問題である。

専門家の公団は世銀の勧告により、米国から専門技術者を招いて畑技術援助地かんがいと機械開墾に関する技術援助を求め、それについて「愛知用水計画の畑地かんがいに関する総合報告書 (Comprehensive Report of Irrigation Engineering Works in the Aichi Irrigation Project, Japan) (英文2冊)」を公表した。

本書は、専門技術者の招へいの成果について述べ、日本の畑地かんがい技術の改良と進歩に貢献したことを示したもので、その序文にはつぎのように記されている。

「傾斜地における畑地かんがいについては、1955年愛知用水公団によって初めて大規模に企画された。愛知用水計画を成功させるためには、公団の技術幹部はかんがい用水の管理とかんがい方法に対する基準を準備するために種々の調査・測量・試験・研究を行なわなければならない。」と。

1955年～1960年の間に、これらのすべての仕事は、F.A.O. (Food &



ビショップ教授の指導

Agriculture Organization)、米国国際協力局 (International Cooperation Administration 以下略して I.C.A.) および世銀を通じて協力のために指名されたビショップ、ルイス (Mortimer R. Lewis)、ヘール (Charles S. Hale)、マール (James C. Marr) および スワナー (Lawrence R. Swarner) の監督と指導の下に、日本の技術者の手によって立派に行なわれた。この印刷物はかんがい工学と営農に関する総合的な報告書であって、第一編はコンサルタンツの報告と勧告の完全な収集であり、第二編は公団技術者の全作業を示している。

第5節 技術援助協定

農 林 省 農林省は、世銀が何回かの覚書、とくに30年2月7日の農
の 交 渉 業開発に関する覚書 (メモランダム) で示唆しているところから、技術援助協定の締結が世銀借款の前提として必要であると考えていた。このため、技術課長 (清野) が同年3月世銀借款の予備交渉に渡米したときに、技術援助協定に関する基本方針につき世銀と協議した。この際、とくに問題となったのはつぎの3点であった。

- (1) 外国の技術商社の雇用が必要であるか否か。
- (2) またこれが必要であるとすれば、どの範囲の事業を委託すべきであるか。
- (3) その場合の工事の最終的責任の在り方。

(1)については30年1月7日の覚書において「ロックフィルダムの設計施工および輸入建設機械を効率的に使用するために、経験ある外国技術会社を設計および施工の監督に雇用することが望ましい。」と述べられている。農林省も機械化施工についてあまり経験がないため、熟練した外人技術者を雇用すれば建設に要する期間ならびに費用の節減が可能であると判断した。

しかし、農林省は、外国の技術会社を雇用するか否かについては検討を必要とすると考え、当時、電源開発株式会社佐久間建設所の所長として外国の

技術者を雇用した経験のある同社理事永田年に意見を聴した。かれはつぎのような所見を述べた。① 佐久間ダムのような重力コンクリートダムなら外国人に依頼する必要はないが、高さが80～90m以上のロックフィルダムであれば設計および施工監督をコンサルタンツに依頼する方が賢明である ② ロックフィルダムの安全であるか否かは設計によるよりも施工に左右される。米国では工事の施工法は請負業者が精通しているので、請負業者を指導者に選定することが肝要である ③ 請負業者や技術商社はともすると政治的な動きをすることがあるので、米国開拓局 (Bureau of Reclamation) に設計を見てもらって訂正すべきものは訂正することが望ましい

以上のような見解が提出されたが、農林省は従来から用水の調査に当たっており、かつ、計画の内容を熟知しているエリックフロア社 (Erik Floor & Associates, Incorporated——以下 E.F.A. と略称) と協定を結ぶのが適当であると考えた。E.F.A. は米国イリノイ州シカゴ市に主たる事務所をもち、デラウェア州法に基づき組織された会社で、その社長フロアはこれまで用水の調査や予備設計を担当してきた P.C.I. の社長でもあった。

(2)については、えん堤ならびに幹線水路の設計、工事の監督および検査について、コンサルタンツが行なうことが世銀の最終的な意見であることを確認したが、とくに工事監督と検査の責任の在り方については了解するにいたらなかった。

(3)については、最終責任を負うことは米国のコンサルタンツ業者の倫理であることは論をまたないが「設計の過誤または監督上の過失にともなう賠償責任はコンサルタンツ業界では負うことはない」ことについては、世銀および E.F.A. の一致した見解であるが、E.F.A. はさらに「企業者に損害を与えた場合はコンサルタンツは名声を失ない、場合によっては資格をとり消される」と述べた。

その後、技術協定の条文について、農林省は E.F.A. と検討を行なってきたが、日本の農業借款を担当していたデフリースが31年1月に退職すること

愛知用水公団の発足と世銀協定

が確実となり、かれは在任中に世銀借款をまとめたいという強い希望をもち、そのため日本が E.F.A. と協定を早急に締結するよう督促した。このため、30年9月、世銀の了解を得て、E.F.A. と仮協定を結ぶことを目標に、技術課長（清野）は再度渡米した。しかし9月13日、農林大臣（河野）から農地局長（渡部）と技術課長に対し、つぎのような命令が出された。「公団総裁浜口雄彦や経済企画庁長官（高碕）の意見を聴いたうえ、技術協定はフロアを東京に招致し、自分が締結する。技術課長は世銀の意見を聴取したうえ、E.F.A. から提案された条文を調整し、修正案を作成して帰国すること。特に契約金額の内容は十分分析すること。」というものであった。

技術課長は、基本的な考え方については主として世銀と、契約書の各条項に関しては E.F.A. と交渉のうえ、9月26日に帰国したが、その際における日本側の重要な提案事項はつぎのとおりであった。

(1) 公団が E.F.A. から提供をうける役務は、設計書および仕様書の作成までに限るべきこと。工事請負の入札、工事監督は公団自らが行なうこととする。公団が必要と認める事項について、E.F.A. と協議のうえ助言を受ける程度で十分であること。

(2) 新設発電所の建設は関西電力が行なうので、契約書中発電所に関する条項は削除すること。

(3) 工事設計は E.F.A. の指導と監督の下に公団が作成し、E.F.A. はこれをチェックすること。

(4) 輸入機械の使用と保存については、機械メーカーから派遣された技術者による訓練と指導とに基づき、公団において行ない、必要に応じ E.F.A. の助言を求めること。

(5) 支払総額175万ドルの内訳と算出基礎を示すこと。

(6) 所得税は所得のある者が負担すべきであって、E.F.A. のいう立替払いとして、公団が日本における税金相当額を支払うことはできない。

これに関する交渉の結果はつぎのとおりであった。

- (1) フロアはできる限り速やかに来日する。
- (2) 契約金額は、発電所の調査・設計・監督に要する費用を削除し、160万ドル（邦貨換算5億7,500万円）とする。
- (3) 工事の検査・監督は、E.F.A.の責任において行なうことが必要である。
- (4) 課税問題については、E.F.A.は給与を受けた各個人が支払うことを了承したが、在留外国人に対する課税方針が変更された場合には、増加分を公団で支払うよう要求した。

このような経緯のもとに30年9月23日、E.F.A.は農林省へ協定案を送付してきた。これが農林省から公団に引きつがれ、公団において検討されることとなった。

E.F.A.案と 1 E.F.A.案 このようなE.F.A.の協定案(9月23日案) **公団修正案** は前文・本文21条および付属書A・B・Cからなっており、その大要を要約すると、つぎのようになる。

- (1) 契約金額は最高米貨160万ドルである。このドルによる支払いのほか、円貨による支払を規定している。
- (2) 役務の対象となる作業は、ダム・取水口および幹線水路についての計画・設計・施工についての監督・検査であって、付属書Aにおいてさらに詳細にその細目を列挙している。またE.F.A.は作業開始の通知を受取れば速やかに進行予定表(工程表)を作成して公団に提出し、その承認を求める。
- (3) 契約期間は満4カ年である。
- (4) 作業はシカゴ本社、日本駐在技術者(26名)によって行なわれるが、公団は調査・設計および工事監督に関し、必要な職員(64名)を提供する。
- (5) 日本駐在技術者であって不適當な者はただちに解雇される。なお公団は理由の如何を問わず、契約を随時解除することができる。
- (6) 本契約は日本政府の承認をうけない限り効力を発揮せず、また日本国法律の適用をうける。

2 公団修正案 上記のE.F.A.案に対し、公団はつぎの諸点について修正を要求し、30年10月28日、つぎのとおり独自の修正案を作成し、フロアの意見を求めるとともに、早急に来日し、協定締結を図るよう通知した。

愛知用水公団の発足と世銀協定

(1) E.F.A. の提供する役務 (第2条および付属書A)

① 「E.F.A. は公団の全般的指揮および統轄の下に次の役務を遂行し、または監督すること」としているが「全般的」では不明瞭であるから「直接の統轄の下に」と改める。

② E.F.A. の提供する役務を設計の作成までに限り、工事の施工については公団が自ら行ない、必要に応じて E.F.A. の援助を求めることで足りるという見地から「E.F.A. が自ら監督および検査を行なうこと」とあるを「E.F.A. が公団と協力して監督および検査を行なうこと。建設業者に対する指揮は公団を通じて行なわなければならない」に改める。

③ 工事契約、施設購入に際しての「入札要求書の作成、入札結果の分析、表化等を E.F.A. が行ない、その結果の判定につき公団に勧告する」と規定しているが、これらの契約の主体は公団であるから「公団がこれらの作業を行なうこととし、E.F.A. はこれを援助する」に改める。

(2) 対価支払 (第5・6・7条および付属書C)

① ドルによる支払の「総額は160万ドルを越えない」としているがその算定の基礎が明らかでない。公団の推計に基づき「総額の限度を120万ドル」に改める。

② 顧問報酬は月別に定められており「毎月その90%を支払い、残額は作業の特定部門の完了したときに支払う」こととしているが、顧問報酬の性格からして毎月90%まで支払うことは不合理であるから、これを「50%とし、残額は全役務の完了したときに支払う」に改める。

③ 役務に対する支払は、生産労働に対する給料支払に諸掛として「アメリカにおける作業については100%、日本における作業については50%を各々加算する」ことになっているが、これを「各々80%、40%」に改める。

④ また顧問団に対する円貨支払は、日本滞在中に使用する部分については、円貨支払を建前とすることとし、ドル貨支払をできる限り円貨支払に改める。

(3) 国税の取扱い 当初 E.F.A. はその職員に対して日本政府の賦課する税金は公団が別に円貨で支払うことを求めてきたが、これを拒否した。そこで現行税率による課税は E.F.A. 職員が負担することを了承したが、現行租税特別措置法の特例が本年度で失効するのでその後に税率が上がった場合には、その上った部分を公団が E.F.A. に対する支払に加えることを求めてきた。しかし、公団としては一般在留外人と差別して厚遇する意志はなく、租税特別措置法に対する政府方針の決定次第その方針にしたがい処置したい旨回答した。

最 終 案 公団修正案に関し、E.F.A. と協議の結果、つぎのように
なった。

(1)については大体において E.F.A. は同意した。

(2) ①については論争の焦点となり E.F.A. は原案を強硬に主張したが、公団も歩みよって譲歩し、米貨147万2,000ドルで妥結した。

(2) ②については E.F.A. は原案を固執した。

(2) ③について「アメリカにおける作業については100%、日本における作業については40%」と E.F.A. は幾分譲歩した。

このようにして30年12月8日、技術援助協定は、その大綱において両者の意見の一致をみるにいたり、12月24日、公団はこれを確認するとともに、署名のため協定文をシカゴに送付した。12月30日、E.F.A. の返信は、送付された協定文に署名すべき旨を述べているが、税に関する付属協定は合法化され明確化されない限り、なお満足なものとはいえないことを指摘し、この問題の調整が残されることになった。

公団は技術援助協定の見通しをつけ、総裁名をもって、11月9日、世銀に対し、設立の挨拶とともに技術援助協定案を送付した。これに対するドルの12月1日付返信はたまたま発生した郵便事故のため、12月22日、ようやく配達された。この間、公団は12月20日、世銀に対し総額1,251万1,000ドルの借款に関する正式申請書を、付属書類を添付して提出するとともに、総裁は「当方は技術役務に関し、すでに E.F.A. と協定の最後段階に到達しまして、契約当事者により署名された協定の最終案を確認するため、貴方に送付できるのは今や後幾日かの問題であると思います。」と申し添えた。

しかし、12月1日および12月20日のドルの書簡には、つぎのような趣旨のことが述べられていた。

1 融資の基礎となるべき技術援助協定の内容についてはあらかじめ世銀の了解を得ること。

2 送付された協定案は世銀の主張が十分考慮されているものとは思われず、いくつかの問題点が指摘される。

公団はこれに対し、すでに E.F.A. と交渉妥結にいたった経過を報告した

愛知用水公団の発足と世銀協定

が、世銀の了解を得るにいたらず、東京において世銀、E.F.A. および公団の三者会談を1月14日付および18日付の電文で提案したが、世銀は1月20日「協定内容を再検討せよ。世銀は融資に関し独自の見解に立つ。」と主張してきた。それゆえ、公団はドール一行の訪日まで、協定調印を一時保留の措置をとることとし、それぞれの了解を得た。

2月26日～3月23日にいたるドールの滞日期間中、数次にわたる会談により、忌憚^{きたん}のない意見の交換が行なわれた結果、つぎのような了解点に達し、ドールはこれに基づき世銀当局の訓令を仰ぎ、往復文を議事録として両者確認のうえ記録にとどめることにした。

(1) 公団協定案第2条(役務の内容)の「公団の直接の統轄の下に」を削除すること。しかしこれは公団の監督権を否認するものでなく、第10条(公団の決定)の承認を採用して公団の監督権を留保するものとする。

(2) 施工上の指導・監督に対する責任はE.F.A.がもつが、これらは間接に公団を通じて行なうこととし、指導の伝達、徹底は公団の任務とする。

(3) 入札判定に際してのE.F.A.の推薦は、文書による意見に変更するものとし、判定の権限は公団にあることを確認する。

(4) 工程調整はE.F.A.の任務とする。

(5) 世銀借款が成立した場合、技術援助協定の対価は、同借款に含め、償還に應ずるものとする。

このようにして31年3月28日、世銀の申出を勸案して再修正案を作成し、ようやく世銀の了解を得るにいたった。この最終案では①総額は米貨147万2,000ドルを限度とすること ②E.F.A.職員および顧問の日本での国内旅費は円貨1,000万円を限度とすること ③その他日本国内におけるE.F.A.職員の給料に対する税金は円貨による給料支払額として公団が負担することなどが決められている。

協 定 書

昭和31年(1956)5月4日、公団とE.F.A.との間に「技術援助に関する協定」が取りかわされ、同協定書に公団総裁

浜口雄彦と E.F.A. 社長フロア 両者が署名調印した。この協定書は 5月15日、外資法による認可を得たので、翌16日、協定に基づき公団からシカゴ市の E.F.A. 本社あてに作業開始通知書を発送し、同日付で E.F.A. はこれを受領した。この結果 E.F.A. は5月16日より役務を開始し、満4年で全役務を完了する責務を負うこととなった。したがって、本協定の終期は昭和35年5月15日である。

協定書は前文、本文(20条)および付属書A・B・Cからなっており、各条文の条項はつぎのとおりである。(資料編参照)

事業計画のうち E.F.A. に役務の提供を求める部分の説明(第1条)、役務の内容(第2条)、工程表(第3条)、役務の期間—満4年(第4条)、支払—限度総額米貨147万2,000ドル、円貨1,000万円(第5条)、支払方法(第6条)、公団の提供する物品および役務(第7条)、公団の所有に帰すべき図面その他の資料(第8条)、公団の決定—公団の全面的承認必要(第9条)、紛争(第10条)、仲裁(第11条)、変更(第12条)解約(第13条)、成功謝金禁止の誓約(第14条)、解任(第15条)、保険および事故防止(第16条)、雇傭の無差別待遇(第17条)、通信—英文による(第18条)、契約書—日本語、英語を正文とする(第19条)、認可—日本政府の認可を要する(第20条)。

以上が協定書の本文である。また付属書の内容はつぎのとおりである。

付属書A：E.F.A. の提供すべき役務の細目 1 作業の範囲 2 位置の調査と予備研究 3 最終設計 4 細部設計および細目 5 監督および検査 6 E.F.A. の組織



名古屋駐在E.F.A.首脳部

これらの実際の運営に当たっては、組織として公団本所内に援助技術課を設置し、技術上の論争、疑義についてはその都度文書を交換し、または会議をもって意志の疎通をはかり、意見の調整を行なったので全般的にスムーズに進展し、大きな問題点はなかった。

付属書B：公団の提供する資材および役務の明

愛知用水公団の発足と世銀協定

細

この内容は7項目にわかれ、細部にわたって規定しており、このことで紛争にもちこんだ事例はほとんどなかった。

付属書C：支払金額および支払方法の細目

この内容はコスト (Cost) とフィー (Fee) の2部門に分れており、フィーについては全然問題はなかったが、コストについては休日、休暇、病気休暇、職員の死亡の取扱などについて条文解釈を異にしたため相当問題となった場合もあった。

この協定の期間は35年5月15日までとなっていたが、そのうち(35年4月5日)、36年12月31日まで延長された。

第6節 世銀借款協定

公団の世銀 交渉開始 公団の設立に伴って、世銀との借款交渉の主体は農林省から公団に移り、昭和30年(1955)11月9日、公団総裁(浜口)は世銀総裁(ブラック)に対し、つぎのように公団としてはじめて公式に世銀融資の希望を表明した。すなわち「公団は昭和30年10月10日設立され、同公団法によって愛知用水事業を遂行する権限を与えられたことをご通知申上げる。本事業計画をまかなうに当たり事業遂行に必要な外貨の融資と、公団が技術役務協定を締結せんとするアメリカの技術会社への外貨支払いに対する融資とを考慮願いたく存ずる。」と。

さらに同年12月20日、借款申請書を提出してつぎのように述べた。

「愛知用水計画に対する総額1,251万1,000米ドルの借款申請書2通をここに同封送付申上げる。提出申請書はつぎのものを含む。

- 1 世界銀行に対する借款申請書
- 2 上記に対するつぎの付属書 (1) 営業報告書 (2) 本事業の基本計画(別冊) (3) 上水道および工業用水計画に関する愛知県との基本協定 (4) 愛知用水特別調査委員会が作成した畑地かんがいおよび機械開墾に関する資料 (5) 愛知用水公団に関する法律・法令および規則(別冊) (6) パシフィックコンサルタンツ作成の愛知用水事業に関する技術報告書(別冊)

当方としては充分貴方のご満足のゆくまで一切の必要資料を準備する心算

なので、何卒これらの資料を貴行融資認可の基礎資料として十分ご検討の上貴方の率直なご意見を示して戴きたい。」と。なお未提出の資料については、つぎのように付け加えた。「本事業の昭和31会計年度における基本資金充当金・償却案・営業計画・見積試算表および損益計算書の詳細は昭和31年度国家予算の国会における検討が終了次第貴方に提出する予定である。また一方電力供給に関する基本協定は当方が関西電力と最後の協定に到達次第直ちにお届けする考えである。」と。借入金利については、つぎのように低金利の借款を強く要請した。すなわち、「この正式借款申請書を提出するに当たり現在5%と仮定されている利率につき貴行の厚意あるご勘考を促すことをお許しいただきたい。愛知用水の如き土木工事に対する借款の利息は、事業の完成後その最終的受益者たる地域内居住の貧しい農業者が結局これを負担しなければならない。この場合、彼等貧農の負担をできる限り軽減してやることは当公団および日本政府の最も真剣なる願望なのである。」と。

しかし、第5節技術援助協定で述べたように、世銀借款成立の前提である技術援助協定の締結がはかどらなかつたため、借款交渉も遅れた。ようやく、31年5月4日にいたり技術援助協定が成立したので、借款に関する交渉を進めることができる運びとなった。世銀借款の見通しと交渉のスケジュールに関し、ドールは技術援助協定の最終案の審議中に、つぎのように述べている。

「世銀借款は E.F.A. によって作成される技術報告によって審査の手続きが進められる。アジア中東業務局内部における計画概要書の作成、内部審査を経て借款交渉に入るわけであるが、E.F.A. の作業期間3ヵ月、世銀内部審査1ヵ月、借款交渉約1ヵ月と想定すれば技術援助協定成立後、借款成立までには約5ヵ月を要するものと思われる。」と。

事業報告書 このようなドールの発言があったが、公団担当の調査
補遺の概要 (支線水路および畑地かんがい、開墾などに関する) に日時を要し

愛知用水公団の発足と世銀協定

この結果、世銀の審査に供するための E.F.A. の「愛知用水事業報告書補遺—愛知用水公団のために作成—」が E.F.A. から公団へ提出されたのは31年12月であった。この報告書は、30年5月に農林省に提出された報告書の補遺として、その後の広範囲な現地調査および技術的研究に基づき作成されたものである。

この補遺はダム・幹線水路および調整池などかなり広範囲に及んでいるが、愛知用水計画の基本的な考え方を示すものとして注目に値するところが少なくない。その主要な部分を示すとつぎのとおりである。

(1) 牧尾橋ダムについて

① ダムの型式は、その後の調査の結果、土かぶり非常に深く、コンクリートフェーシング型式のロックフィルダムは適しないこと、およびもし近くに適当なコア材料が得られれば、中心コア式ロックフィルダムに変えた方が得策であることを明らかにした。さらに調査の結果、不透水部アースコアに適した材料が十分にダム建設地点の近くから得られること、およびすぐ近くの採石場にある砂岩が質量ともにロックフィルに使用するに十分であることがわかった。

② 旧河床の材料について数本のボーリングを行なった結果、各層のサンプルについて粒度分析を行ない透水係数を測った。このデータと入念な現場試験から判断すると、この旧河床部はグラウトまたは特別の措置を行なわなくても十分に不透水性であると考えられる。

(2) 幹線水路について

① 路線変更は名古屋市の東方、おおむね瀬戸から有松に至る22kmの区間で、その主なる原因は地滑り地帯を避けた。

② 八幡揚水機場の廃止により、下流25kmに影響を及ぼした。これは幹線水路の位置が当初の計画より低い標高におかれ、そのため八幡揚水機場から下流の支線水路には揚水機が必要となったが、揚水経費は従前の計算より少なくなった。

③ トンネルの延長が約11km減少した。

④ 水路の舗装（以下ライニングと称す）問題について研究した結果、急な側壁と厚い鉄筋コンクリートの従前の断面は、よりゆるやかな側壁と薄い無筋コンクリートに変更された。多くの点における土質試験の結果、ライニングを完全に除去しても良いことを示したが、しかし掘削量の増加や高額の用地費その他の費用がコンクリートの節約費とバランスするため特筆すべき問題でないことがわかった。

⑤ 兼山ダムの旧施設を利用することをとりやめ、取水口は300m上流へ新設する。

⑥ 幹線水路の水位を流量に関係なく一連の自動調節装置により調整することを計画する。

(3) 主調整池について

最初の計画では、受益地域内に現存するため池群に貯水して調整する計画であった。この目的を達成するために、10カ所の現存するため池を総貯水量1,500万 m^3 に拡大することが計画されていた。しかし研究の結果、幹線水路の中央付近に容量約900万 m^3 の大貯水池と支線水路中にわずか4カ所のため池を作ることによって、さらに操作が自由で、かつ幹線水路の調整もできることがわかった。

(4) 電力施設について

1万KWに見積られた一基の発電機だけで標高880mから842mまでの貯水水位の範囲内で操作される。

借 款 の 協 議 「愛知用水事業計画報告書の補遺—愛知用水公団のため—ワシントン会談— に作成—」が昭和31年12月、E.F.A. から公団へ、世銀審査用の技術報告書として提出されたので、公団理事桜井志郎ほか4名はシカゴにおいてE.F.A. と同報告書を中心に約3週間にわたって打合わせをしたうえ、ワシントンでE.F.A. の幹部とともに世銀と協議を行なった。その協議の概要はつぎのとおりである。

32年1月23日、ピカグリー (Mario Piccagli) から主としてE.F.A. の提出した技術報告書に関連し、つぎのような質問がなされた。

- ① ロックフィルダムは完全に日本内地において合意されたか
- ② 主調整池設置の目的はなにか
- ③ 幹線水路のユニットコスト (単価) の内容と決定について
- ④ 支線水路の設計と単価について
- ⑤ 輸入機械の機種および台数算定の基礎について
- ⑥ 発電所の容量が1万4,000kw 2台から1万kw 1台に変更した理由。
- ⑦ 林鉄の付替について
- ⑧ 経済効果の発生の時期について

これらについて、公団はE.F.A. と共同で説明したが、発電容量については関西電力から資料の提出をまって再説明することとなった。なお、ピカグ

愛知用水公団の発足と世銀協定

リーはダム工事施工に関連して、仮排水トンネル工事の施工とダム本体工事の業者選定の関連について質問した。

1月24日、質問が続行され、それについて討議が行なわれた。

- ① 林鉄の運転は工事期間中も中止しないか
- ② ビショップの勧告によって土砂の移動が減ったので、輸入機械が相当少なくなるはずであるが、E.F.A.が建設工事の機械化施工の点から検討を加えた結果によると、減少しないのではないか
- ③ 支線水路の末端5ha以下の工事と支線水路工事の責任者は誰か
- ④ 政令による妥当投資額について
- ⑤ 関西電力との基本協定について
- ⑥ 用地補償の単価の算出基準について

1月25日、主としてケープハートから農業関係について質問が行なわれた。なお、E.F.A.の技術報告書に関する質疑応答は本日で終了した。

- ① 農業効果は工事完了後、ただちに発生するか、また工事完了の翌年度からの償還は可能か
- ② 農業の経営形態調査の結果はどのようになっているか。かんがいによって農業経営が変化するが、それは収支上どのように現われるか
- ③ 水管理の責任者は誰か
- ④ 負担金の徴収方法について。農業における水の単価はいくらか

以上の質問に対し公団から回答が行なわれたが、農業の実態についてはなお約1ヵ月位を要するので、公団はさらに調査のうえ、資料を提出することを約した。

1月28日、ドールから資金計画について、つぎのような質問と意見が述べられた。

- ① 日本政府は130億円の補助金を公団に交付するというが、それを保証すること
- ② 借款を急ぐなら政府保証を行なうことが必要である。これがなければ

借款協定の草案も作成することはできない

③ 第3次余剰農産物の輸入が取り消されたので、見返り円資金の受け入れが中止となるが、これに対する円資金の手当と、余剰農産物と円資金との金利差を如何にするか

④ 着工から償還完了までの資金の収支計算を提出すること 公団から「国庫補助金は建設期間中に交付されることに決っているし、また金利差は補給されるはずである。」と説明したが、ドールから「それは希望にすぎない。」と批判された。

1月29日、日本大使館において、愛知用水計画の概要、とくに法律、資金上の問題につき説明を行なった。

1月30日、公団は長期資金計画について説明を行なったが、ドールはこれは単なるペーパープランにすぎないとして、つぎの諸点を指摘し、その再提出を求めた。

① 世銀金利を0.05で計算しているが、0.0575とすること

② 建設期間中の金利を元加して、工事終了後償還するよう計算しているが、かかる方法を承認した覚えはない。翌年から支払うこと

③ 第3次の見返り資金は打ち切られているにもかかわらず、32年度以降の円資金を見返り資金に期待しているが、架空の数字は容認することはできない

④ 現実の事実を基本にして、安全な基盤に立って再計算をすること

⑤ 資金運用部資金は金利0.065で試算すること

最後の件については運用部資金の金利差の問題があり、原案では運用部資金の利回りを0.055として計算していた。それゆえ、公団は大使館から政府に訓令を仰ぐことにした。なお、ピカグリーは現在行なわれている会談は借款交渉とは考えていない。日本側から情報を得て上司へ報告書を提出するのであるから、借款を急ぐならば日本側の協力を求めると要請した。

一午前 ケープハートから農業問題について質疑が行なわれた。

愛知用水公団の発足と世銀協定

① 増産効果の見積りについて 陸稲畑地かんがいの10a当たり2.9石と
予定した基礎について

② 水田用水量については360地点の減水深調査が行なわれたのに対し、
畑地かんがいは信頼性のある資料に乏しい

③ 開墾地の現況が明らかでない

④ 畑地かんがいの場合の散水かんがいとうね間かんがいの割合につい
て

⑤ 揚水かんがい面積について

公団は、畑地かんがい用水量については現在ビショップの勧告により、全
地域について土壌を分類中であるので、工事期間中にさらに調査をつづけ
て信頼性のある資料を世銀に送付することを約した。なお、開墾地の現況に
ついては傾斜別のパーセントを、畑地かんがいの方法については大部分がう
ね間で、散水浸透歩合（インタークレート）の大なる土壌に限定すると説明し
た。

—午後— 世銀の30年2月7日のメモランダムおよび8月29日と翌年12月
17日との2回の覚書で、畑地かんがいおよび開墾の専門家を招へいするこ
とを勧告した件について、ケープハートならびにピカグリーと討議するととも
に、日本の技術者の米国における畑地かんがいの研修に関することについて
も検討した。研修生については、ビショップの勧告にしたがって派遣するこ
とを考えているが、その際 I.C.A. の援助を受けたいと公団から申し出た。
これに対しピカグリーは公団側の試案でよいから研修生に関する理想案の提
出を求めた。

2月1日、ピカグリーは請負の問題と現場監督および検査についてつぎの
ように要請し、これは世銀借款が合理的に運営されるための条件であると言
明した。

① 公団の請負業者選定委員会に業者選定をかける前に、E.F.A. の意見
をきいて客観的に正しい指名が行なわれるようにすること。選定後、相互の

意見が相違しては困るので、技術協定上、工事の責任をもつ E.F.A. の意見をきくこと

② 入札の結果を分析評価して仕様書に合致するか否かを検討すること。もし仕様書と照合してみて、入札が非常に安い場合に、それが実際的な別であるが合理性のない安い場合は欠格である

③ 仕様書は必ずしも最低を採らない。妥当性をもつ最低のものでなければならぬことを仕様書に入れることを要求する

2月4日、ドールは欠席したが、主としてピカグリーと発電・水道の妥当投資額の検討を行なったが、おもな問題点はつぎのとおりである。

① 貯水量が9,700万 m^3 から6,800万 m^3 に、発電容量が1万4,000kw 2台から1万kw 1台に、それぞれ減少したのに、妥当投資額の変化が余りない理由について

② 農業で米価を石当たり9,500円と見込んでいるが、外米は非常に安いので、これらが輸入されると9,500円の米価は維持できぬのではないかと

発電問題については、関西電力から設計が未提出なため、あらためて資料の提供を約した。なお、公団から「技術問題に関する説明は本日で終わったことになるが、これについての世銀のインフォメーションを出してほしい。」と要請した。しかし、ピカグリーは「技術的な問題については世銀はもっと広い意味で考えている。要するに、資金の問題が未解決では技術的な問題を切り離してインフォメーションを提供することはできない。」と拒絶した。

2月5日、ピカグリー、ケープハートと1月23日以来の世銀会談について、帰日後報告する事項について相互に再確認を行なった。

2月6日、公団の提案した畑地かんがい研修生の件について検討を行なったが、世銀はビショップと協議するよう勧告した。なお、世銀はつぎの資料の提出を求めた。

① 5ha以下の末端施設の責任について

② 世銀から3回勧告した専門家を招へいする計画を具体的に示すこと

愛知用水公団の発足と世銀協定

③ 電力はもちろん、上水道・工業用水の協定文を送付すること。日本の基本協定は抽象的であるので、細部協定を借款交渉に入る前に提出すること

日本大使 公団は、前に述べたとおり、1月23日から世銀に対する説
の 報 告 明を開始したが、これに関し、日本大使から外務大臣あてに
8項目にわたる報告が行なわれた。そのうち資金関係の重要なものはつぎの
とおりである。

—2月1日付— ① 会議は主としてドールが主催しているが、かれらの
関心はもっぱら資金計画にある。とくに第3次余剰農産物買入れによる見返
り資金が期待し得なくなったときでもあり、本計画の遂行を確保する長期に
わたる資金計画の提出が速やかに行なわれるよう要望している。その際ドール
としては、資金源の利率について、さしあたり世銀期待分については0.0575、
資金運用部分については0.065として最も堅い資金計画を試算し、至急提出
してもらいたいとのことであった。

② 公団としては、資金計画は、なお関係各省間で協議中の事項であり、
資金源を見返り資金に期待し得なくなった場合の必要な措置については、東
京で鋭意検討中と思われるので、試算表は東京と協議のうえ提出したいと再
三これを拒否したが、ドールはこれらの試算表は何ら拘束力のあるものでは
ないし、なるべく早く借款交渉の段階に持込むために、また本計画のアウト
ラインを知るための参考としたいので理事（桜井）の段階で試算してもらい
たい旨強調した。

③ 理事としては、要請に対して提出期限を約束しないまま、いちおう試
算する旨を述べたが、内部で試算した結果、この計数をそのまま先方に提出す
ることは、本計画に対する不当な先入観を与える懸念が多分にあるので、東
京から何分の指示を待って提出すべきかどうかを決めたい考えであった。い
うまでもなく、表面上はドールは単純に利率を変更した場合の計算を依頼し
たのであるが、当方では計算ができないとの言いわけは説得力に乏しいわけ

であるから、その措置振りにつき何分可及的速やかにご指示願いたい。

—2月11日付— 資金計画についてつぎの各項につき状況を説明し、かつ資金問題の処理につき指示を仰いだ。

① ピカグリーおよびケープハートが技術報告書を準備中であるが、その完了までにはなお若干の技術的資料の提供を要求しているほか、とくにピカグリーは「事業計画の承認を行なう以上、資金計画を伴わない技術報告書は考えられない。」として、日本側として決定した資金計画の提出をとくに要請している。

② ドールは理事（桜井）との最後の会談の際「世銀としては本計画に参加する以上、資金調達問題のために、工事中途において計画が予定どおり実施できないことがあれば、はなはだ迷惑することとなるので、資金の確実性いかに大いに関心を有するわけであるが、なかんずく世銀が融資するからには、その計画が日本経済全体の発展にとって、この際きわめて効果的であるということがとくに大事であると考えている。」旨を述べた。

③ このようにして、理事の折衝経過をかえりみると残る重要な問題としては、結局「資金計画の円滑な実行いかんが、日本政府によって保証され、かつ世銀がこれにつき確信を得ることが交渉に入る前提条件である。」と先方は主張している。

④ 世銀の事務担当者には、すみやかに本件借款を成立させたいとの熱意がうかがわれるので、国内的にはいろいろと困難な事情もあるかと察せられるが、この際至急ご方針を決定のうえ、本件処理に関し、何分のご指示をたまわりたい。

借 款 協 定 理事（桜井）の帰国後、農林省は第3次余剰農産物の受
—貸付契約と保証契約— 入中止に伴い資金源を運用部資金に変更することとなり、このために E.F.A. が見積った工事費には変更はないが、できるだけ予備費および事務費の一部を E.F.A. の了解のもとに削減し、総事業費を331億円に圧縮した。また、その資金計画については、32年4月、世銀経済調査団—

愛知用水公団の発足と世銀協定

行の日本における愛知用水事業計画に関する会談の際、政府側から上記の点を説明し、世銀側はこれを了承した。なお、世銀調査団一行の離日に際し、公団を訪れた世銀極東業務部日本課長クワント(Richard F. Quandt)は、本事業計画における畑地かんがい計画の重要性にかんがみ、外国の技術援助をうけて、これを遂行する旨を契約文中に明示すること、および本事業をまかなうために必要な円資金確保についての日本政府の保証の必要性を述べた。また、懸案の借款交渉を促進し、7月末調印の目標達成のため、6月15日頃にはワシントンにおいて契約草案の打合わせを始めたので、日本側より政府と公団の関係者よりなる「権限を有し、よく調和のとれた」使節団の派遣を考えられたいと要請した。

このため日本政府代表として、大使館から公使鈴木源吾、参事官上田克郎、書記官所秀雄、農林省から建設部長清野保、大蔵省から主査松川道哉、公団側から理事岡田信治ほか1名からなる代表団を組織し、7月12日からワシントンにおいて世銀クワント、ケープハート、チャックラバーチ、リード(P.A.Reid)、リチャーズ(R.B.Richards)、コーナース(J.Connors)などと借款交渉を開始した。貸付契約および保証契約の世銀側草案は6月下旬までに日本政府に送付されていたので、これをもとにして、日本側の修正を希望する諸事項を作成し世銀に原案の修正を求めた。

借款交渉は第7次会談にまで及んだが、7月25日に妥結し、予定どおり8月8日、世銀理事会で決議第410号として議決された。

貸付契約および保証



世銀借款契約の調印

契約の調印は 理事会議決の翌日 8 月 9 日、世銀会議室において世銀総裁ブラック、公団総裁浜口雄彦および駐米日本大使朝海浩一郎の間で行なわれたが、その概要はつぎのとおりである。

貸付契約は、第 1 条貸付規定（世銀貸付規定第 4 号のすべての規定をそれが全部ここに規定されたと同様の効力を有するものとして受諾する）、第 2 条貸付金（700 万ドル）第 3 条貸付金の使途（a 事業を遂行するために必要な財貨の費用、b 技術役務の費用、c 本国以外に必要な技術訓練を受けさせるための費用）、第 4 条債券、第 5 条特約、第 6 条銀行の救済手段、第 7 条雑則からなり、償還計画表（36 年 11 月 1 日より 52 年 5 月 1 日まで半年賦払い）および事業概要がそれぞれ付属書第 1 号および第 2 号として添付されている。

つぎに、公団は契約に当たって公団総裁名をもって、世銀総裁に対し、サイドレター（付属書簡）をだした。そのなかに、つぎの 1、2、3 の事項が含まれている。

1 32 年 3 月 31 日現在の貸借対照表は正確であり、また未払の契約または債務を有しないこと、およびこの書簡のつぎの付属文書の内容に実質的変更が予期される場合は事前協議を行なう旨を誓約することが記されている。その付属文書はつぎのとおりである。

E.F.A. 作成の 30 年 5 月愛知用水計画報告書、E.F.A. 作成の 31 年 12 月愛知用水計画報告書補遺および 32 年 6 月 18 日改正工程表、32 年 4 月デビルデに提出した技術書類、32 年 7 月借款交渉期間に提出した技術書類、技術役務に関し、愛知用水公団と E.F.A. 間の 31 年 5 月 4 日付協定書写、発電計画に関する 31 年 12 月 24 日付愛知用水公団対関西電力株式会社間の基本協定書写、用水計画に関する 31 年 3 月 19 日付愛知用水公団対愛知県間の協定書写、愛知用水土地改良区定款写、30 年 10 月 12 日付愛知用水基本計画書および愛知用水公団関係法令集。

2 貸付契約に基づいて購入する財貨表（設計ならびに工事に関する役務 150 万ドル、工事機械 440 万ドル、畑地かんがいに関する役務 4 万ドル、工事期間中の世銀借

愛知用水公団の発足と世銀協定

入金利およびその他の経費106万ドル、合計700万ドル)を添付し、世銀の同意を求める旨が述べられている。

3 世銀借款交渉に当たって問題となったつぎの各項目の履行を、公団から世銀へ確約する旨が書かれている。① 工事の監督および検査に関する E.F.A. の役務について ② 購入する建設機械の E.F.A. の同意について ③ 畑地かんがいの全般事項に関するコンサルタントについて ④ 海外における畑地かんがい技術の専門訓練のために6名の技術者を派遣すること。

さらに、日本政府は世銀の要請により「日本国と国際復興開発銀行の間の保証契約」を8月9日に締結した。この協定の前文において「銀行は保証人がこの保証契約に規定する借入人の債務を保証することに同意することを条件として、借入人に対し700万ドルに相当する各種の通貨を貸付契約に規定した条件に基づき融資する…」と記して、その目的を明らかにしている。しかし、世銀は支線水路以下の末端事業は日本政府が必要な措置をとることを要請したので、同時に日本政府代表から書簡を提出してこれに答えた。なお、その書簡は当時の世銀借款交渉の内幕を如実に示しているので、参考のためつぎに記すことにする。

「愛知用水事業に対する借款供与に関連して、貴殿は、同事業から十分な便益を得るため、同事業に含まれている施設から支線水路の出入口を越えて流れる水が効果的に使用されるべきところについて関心を表明された。

貴殿は日本政府が事業に含まれている施設から支線水路の末端を越えて流れる水が、効果的に使用されることを可能にするために必要な措置をとり、またはそのような措置がとられることの約束としてこの書簡を受けとられたい。我々はこのような措置が国会への法案提出を含むこともあることを了解した。ただし、貴殿はこのような法案提出の時期に関しては、銀行が日本政府に一任することをわれわれに説明されたい。」と。

なお、世銀借款の交渉経緯は前に述べたとおりで、27年(1952)に事業計画書を提出して以来、32年(1957)8月の借款契約の調印まで約5カ年の歳

月を費やしたのであるが、このように長い年月を要した原因をかえりみておくことにしたい。

(1) 総合開発の先駆的事業であり、関係する部門との協議・協定ないし了解取付事項が多く、事業の概要計画から基本計画の策定に至るまでに長期間を要した。

(2) 他の借款交渉と異なり、借入人（事業の施行主体）がまだ現存せず、国営案・公社案および公団案があったが、いずれもその法人格、権限および組織などについては未知の部分が多く、世銀もこのことについては強い関心と意見を表明した。

(3) 公団設立以降、公団は本工事の着手は世銀借款調印を前提とすることの大蔵・農林両省の了解事項もあり、早期調印をあせった。しかし世銀はその貸付について、銀行業として当然のこととはいえ、大筋の了解のみで貸出を承認する態度はいささかもなく、公団営の建設工事ばかりでなく、末端施設の施工、営農計画、賦課金、負担金の徴収まで含めた公団の収支資金計画など事業の細部にわたる報告と資料の提出の要求があり、またこれらについて世銀側から意見の表明もあったが、何分相手はワシントン在住者で、そのやりとり意外に多くの時間を要した。

借款交渉がはかどらないため、関係者に苦悩と焦慮を与えたことは、公団総裁浜口雄彦が借款調印に際して世銀総裁への挨拶のうちでつぎのように述べている。「私は愛知用水公団総裁の席をお受けしまして以来、これまで心から、卒直に申し上げれば、時にはじれったい気持で本日を待望しておりましたゆえに、本日の私の心境は極めて爽快なものであることを告白いたす次第でございます。かえりみまするに、私共がこれまで歩んで参りました道は決して平坦なものではなく、私共の前進を阻むいろいろの障害を一つ一つ辛抱強く克服せねばなりませんでした。現に私共の前途に横たわる道も恐らく私共がこれまで辿って参りました道と大差ないものかもしれません。だが私共といたしましては今後とも人為的または自然によるどのような挑戦に出会い

ましても、確固たる信念をもって最終目標に向って邁進する決意を固めております。銀行を説得し納得させることは極めて微妙な、そしていうなればすこぶる面倒で大変忍耐を要する仕事でございました。」さらに総裁（浜口）はつぎのように決意を表明した。「私は、私共の事業全体が全く独得のものであり、かつまたわが国においては、未だかつて単一公団によって計画実施されたことのない、この多目的事業の重要性をとくに皆様に印象づけたと思うのでございます。これは一つの偉大なテストケースでございまして、その結果はわが国で行なう大規模な土地開発計画に極めて大なる影響を及ぼすことになるのでございます。

世銀からの借款額は、総工費の僅か10分の1にもみたくないのは事実でございます。それにもかかわらず私は、この借款が極めて重要な意義のあるものであることを保証いたします。なんとなれば、これは我が方の事業のために重要かつ極めて望ましい推進力の役割を果たすことになるからに外なりません。まもなく本工事着工と同時に、自然に対する熾烈な挑戦が木曾川上流の美しい山谷の静寂にこだますることとございましょう。それが私共にとって真にうるわしいシンフォニーにほかなりません。そして幕が下りた時こそ多くの貧農や水不足になやむ地区住民の長い夢が遂に実現されることになるのでございます……。」

世銀借款はこのように長い年月と労苦とを要し、また借款契約締結以降も定期・不定期の報告義務を負わされているが、反面、世銀借款が愛知用水事業完遂に果たした役割も認めないわけにはいかない。

その功績をあげてみるとつぎのとおりである。

- (1) 外資の恩恵により最新の技術・外国製大型機械が導入できたこと。
- (2) 資金面で事業進ちょくの制約を受けることがなかったこと。
- (3) 借款契約で、外国技術の援助、F.A.O. その他の機関の畑地かんがいコンサルタントの雇傭、機械の国際入札などが義務づけられていたため、これらを媒体として海外にもこの事業のPRが行なわれたこと。